

第73期選択型実務修習プログラムの応募要領と応募書式について

2020年（令和2年）1月7日配布 大阪司法修習生指導連絡委員会

		全 国 プロogram	自 己 開 拓 プロogram	個 別 修 習 プロogram	
第1クール	R2年 1月7日(火)	プログラム提示	申請書交付開始	プログラム提示	
	1月17日(金)				18時～ プログラム説明会
	2月3日(月)	応募受付開始			
	2月7日(金)	応募受付締切			
第2クール	3月27日(金)	応募結果通知			
	4月13日(月)		申請受付開始		
	4月16日(木)		申請受付締切		
第3クール	5月15日(金)		申請結果通知		
	5月18日(月)			第1次応募受付開始	
	5月21日(木)			第1次応募受付締切	
	6月15日(月)			第1次応募結果通知 第2次応募受付開始	
	6月18日(木)			第2次応募受付締切	
第4クール	7月17日(金)			第2次応募結果通知 第3次応募受付開始	
	7月21日(火)			第3次応募受付締切	
	7月28日(火)			第3次応募結果通知	修習計画書受付開始
	7月31日(金)				修習計画書受付締切

目 次

	頁
I. 選択型実務修習の実施要領	1
(別紙 1) 選択型実務修習修習計画書	7
(別紙 2) 選択型実務修習結果レポート	11
(別紙 3) 選択型実務修習結果意見書	15
(別紙 4) 欠席等承認申請書	17
(参考) 選択型実務修習に関する留意点	19
II. 全国プログラムの応募要領	25
(別紙様式第 1) 選択型実務修習プログラム申込書 (全国)	27
(別紙様式第 2) 東京三弁護士会提供プログラム申込書	29
(別紙様式第 3) A 班 知財事件取扱い法律事務所での修習申込書 (大阪)	31
(別紙様式第 4) A 班 渉外事件取扱い法律事務所での修習申込書 (大阪)	33
全国プログラム案内	35
III. 自己開拓プログラムの申請要領	65
(別紙 1) 選択型実務修習自己開拓プログラム申請書	67
(別紙 2) 選択型実務修習自己開拓プログラム承諾書	69
(別紙 3) 選択型実務修習自己開拓プログラム日程表	71
自己開拓プログラム受入先承認一覧 (大阪のみ)	73
IV. 個別修習プログラムの応募要領	77
(別紙 1) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)	83
(別紙 2) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第 1 次募集記載例 ..	85
(別紙 3) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第 1 次募集結果例 ..	86
(別紙 4) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第 2 次募集記載例 ..	87
(別紙 5) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第 2 次募集結果例 ..	89
(別紙 6) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第 3 次募集記載例 ..	90
(別紙 7) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第 3 次募集結果例 ..	91
個別修習プログラム一覧表	93
個別修習プログラム案内 (裁判所)	95
個別修習プログラム案内 (検察庁)	107
個別修習プログラム案内 (弁護士会)	111

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

I. 選択型実務修習の実施要領

選択型実務修習を下記のとおり実施します。

選択型実務修習は、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、または各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の習得を図ることを目的として行う実務修習です。選択型実務修習は、実務修習の最後の機会となりますので、各自の課題や関心のある分野に応じて、修習計画を立案し、履修してください。

記

1 選択型実務修習の期間

2020年（令和2年）10月5日（月）から同年11月18日（水）まで

（ただし、11月16日（月）、17日（火）は一律ホームグラウンド修習、

11月18日（水）は自由研究日とする。）

2 修習地

原則として大阪府内とします。

例外として、大阪府内での履修が不可能な修習内容である場合（後述の全国プログラム、自己開拓プログラムを履修するとき）に、3週間を限度として大阪府外での修習を認めることができます。ただし、外国での修習は認められません。

3 修習先

各プログラムにおいて指定された場所で修習を行います。

なお、選択型実務修習の期間中は、分野別実務修習で配置された弁護士（指導担当弁護士）の事務所がホームグラウンドとなります。プログラムを履修していない時間（期間）は、ホームグラウンド修習として、当該弁護士事務所において弁護修習期間と同様の修習を行ってください。

4 修習プログラム

選択型実務修習の期間において提供されるプログラムには、全国プログラム、自己開拓プログラム、個別修習プログラムの3つの種別があります。この種別により応募の方法、時期等が異なりますので、それぞれの応募要領等を熟読し、手続に遺漏がないよう、十分に注意してください（手続に遺漏があれば、プログラムを履修できない場合があります）。

また、ホームグラウンド修習は最低1週は継続して取得しなければなりませんが、ホームグラウンド修習が選択型実務修習期間の半数以下（6週のうち3週まで）になるように、積極的にプログラムに応募するようにしてください。

※「最低1週は継続して」とありますが、1日間のプログラム取得により、1週間のうちホームグラウンド修習が4日となる場合、継続してホームグラウンド修習をしたとみなされます（祝日等の関係で3日以下となる場合はみなされません。）。

(1) 全国プログラム

配属修習地にかかわらず応募することができるプログラムです（大阪配属の修習生の場合、大阪以外で提供されるプログラム、大阪で提供されるプログラムのいずれにも応募することができます。）。応募の方法は、「II. 全国プログラムの応募要領」を参照してください。

(2) 自己開拓プログラム

司法修習生が自ら修習先を開拓して設定し、修習するプログラムです。設定等の方法については、「III. 自己開拓プログラムの申請要領」に従ってください。

(3) 個別修習プログラム

大阪配属の司法修習生に対し、大阪の裁判所、検察庁および弁護士会が提供するプログラムです。応募の方法は、「IV. 個別修習プログラムの応募要領」を参照してください。

5 修習計画書の提出

(1) 司法修習生は、自己が履修するプログラムが確定した後、選択型実務修習期間全体の修習計画書（別紙1）を作成し、当委員会に提出してその承認を得てください。

ア 提出期間

2020年（令和2年）7月28日（火）から同年7月31日（金）まで

イ 提出先

修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局（郵送不可）

(ア) 弁護修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684.

(イ) 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 [REDACTED]

(ウ) 検察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED] (代表)

ウ やむをえず上記アの提出期間経過後に修習計画書を提出する場合は、裁判修習中及び検察修習中の司法修習生も、大阪弁護士会に提出してください。

(2) 修習計画書は、選択型実務修習結果レポート、実務修習結果簿の末尾にも添付しますので、提出前に必ず写しを2部取って各自で保管してください。

(3) 2020年（令和2年）8月12日（水）までに当委員会から特段の連絡がない場合、修習計画書は承認されたものとします。

6 選択型実務修習結果レポート及び選択型実務修習結果意見書の提出

(1) 結果レポート

司法修習生は、各プログラムの最終日までに、修習内容、取組目標の達成状況、感想等を簡潔に選択型実務修習結果レポート（別紙2）の「3レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄に記載し、プログラム指導担当責任者の記名・捺印を受けてください。なお、ホームグラウンド修習については、「2レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄に記載してください。（2020年（令和2年）11月17日のホームグラウンド修習終了後、レポートを記載し、指導担当弁護士の記名・捺印を受けてください。）

すべてのプログラムが終了したら、選択型実務修習結果レポートを完成させ、修習計画書の写しを末尾に添付の上、2020年（令和2年）11月18日（水）正午（厳守）までに大阪弁護士会司法修習委員会事務局に原本を、ホームグラウンドの指導担当弁護士にコピーを1部提出してください。

レポートが遅れた場合、司法研修所へ成績を通知できず、考試（二回試験）が受けられなくなる恐れがありますので、十分ご注意ください。

(2) 結果意見書

司法修習生は、各プログラムの最終日までに、選択型実務修習結果意見書（別紙3）の太枠内に司法修習生名、班・番号（弁護修習中の出席番号）、プログラム名・コード番号、修習内容を簡潔に記載し、プログラム指導担当責任者（ホームグラウンドについては修習指導担当弁護士）に交付し、欠席日数及び意見の記載並びに記名・押印してもらったうえで大阪弁護士会司法修習委員会事務局への送付を依頼してください。（ホームグラウンド修習を複数履修している場合でも、2020年（令和2年）11月17日の一律ホームグラウンド修習終了後、翌11月18日正午までに1枚を提出すれば足ります。）

7 選択型実務修習期間中の欠席・遅刻・早退について

『修習生活へのオリエンテーション』の11ページから17ページの記載にもあります、選択型実務修習（分野別実務修習）を欠席する場合には、「欠席等承認申請書」（別紙4）により、事前に承認を受けなければなりません。欠席は「正当な理由」によるものでなければ承認されませんが、「正当な理由」の有無は、欠席を必要とする事由の程度と修習に影響を及ぼす支障の程度を比較衡量して、その都度司法研修所長又は配属庁会の長が判断することになります。「正当な理由」があると認められる例としては、次に掲げる場合となります。

1. 司法修習生が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合
2. 選挙権の行使等の場合で修習しないことがやむを得ないと認められるとき、司法修習生が出産予定である場合又は出産した場合、災害又は交通機関の事故等により出席することが著しく困難であると認められる場合
3. 2に定める以外の特別の事由（特別の事由は、国家公務員の特別休暇の例による。）又は欠席を必要とする事由がある場合は、当該事由により欠席を必要とする程度と、修習に及ぼす支障の程度とを個別に比較衡量し、修習に著しい支障がないと認められる場合

上記の欠席（遅刻・早退）に関する「正当な理由」がある場合は、履修するプログラムを提供している庁会等（ホームグラウンド修習の場合は指導担当弁護士の事務所、全国プログラムの場合は提供者、自己開拓プログラムの場合は受入先）へ連絡するとともに、大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局（電話 06-6364-1684）へも連絡後、欠席等承認申請書（別紙4）を事前に提出してください。選択型実務修習期間中は、指導弁護士の承認印は不要です。

なお、やむを得ず事前に提出できない場合は事後でも構いませんが、その場合は、事前に申請できなかつた具体的な理由も記載して速やかに（3日以内）提出してください。欠席等承認申請書（別紙4）を提出し、承認されて始めて欠席等として取り扱いますので、必ず提出してください。提出しない場合もしくは欠席（遅刻・早退）に関する「正当な理由」のない欠席（遅刻・早退）については、非違行為となりますのでご注意ください。

また、欠席事由や欠席状況等によっては、欠席日数にかかわらず、医師の証明書の提出を求めたり、個別に事情の聞き取り等を行う場合があります。

8 選択型実務修習における見学等の注意事項

プログラムによっては外部への見学等を実施する場合があります。見学等については、外部の方々の準備や協力があつて成り立っているものであるため、下記の事項を遵守し、司法修習生としての品位を落とすことのないよう、行動には十分注意してください。

- ・見学先における職員及び引率弁護士の指示及び規則に従うこと

例：携帯電話の電源のOFF、カメラ、ビデオカメラ等の機器の使用禁止

喫煙可の場合は、所定の場所でのみ喫煙すること

喫煙不可の場合は、もちろん喫煙しないこと

たばこ、マッチ、ライター等の持ち込みが禁止

インフルエンザ等の感染防止のためのマスク着用が必要である場合は着用すること

その他、各見学先が定める規則及び注意の遵守

集合時間を厳守し遅刻等しないこと

以上

年 月 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

選択型実務修習修習計画書

令和 元 年度採用(第 73 期)

配属地 大阪 (班)

氏名 印

1. スケジュール

番号	コード	プログラム名	第1週 10/5~	第2週 10/12~	第3週 10/19~	第4週 10/26~	第5週 11/2~	第6週 11/9~	第7週 11/16~17
		ホームグラウンド							
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

一課ホームグラウンド修習

※ 裏面に「修習内容及び取組目標」を記載すること。

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果等の末尾に添付すること。

2. 修習内容及び取組目標

番号	コード プログラム名	修習内容及び取組目標
	ホームグラウンド	
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

【記載例】

○ 年 ○ 月 ○ 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

選択型実務修習修習計画書

令和 元 年度採用（第 73 期）

配属地 大阪 (○班)

氏名 ○○○○ 印

1. スケジュール

番号	コード	プログラム名	第1週 10/5~	第2週 10/12~	第3週 10/19~	第4週 10/26~	第5週 11/2~	第6週 11/9~	第7週 11/16~17
		ホームグラウンド					↔		
1	全 2502	地裁知的財産部修習 (東京)		↔					
2	弁-12	他事務所修習2			↔				
3	民-23	執行部修習					↔		
4	弁-34	人権に関する施設見学 [REDACTED]			10/22				
5									
6									
7									

一律ホームグラウンド修習

※ 裏面に「修習内容及び取組目標」を記載すること。

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果表の末尾に添付すること。

2. 修習内容及び取組目標

番号	コード プログラム名	修習内容及び取組目標
	ホームグラウンド	(記載例) ①弁護実務修習の深化・補完に努めるとともに、現在進行中の裁判員裁判冤罪事件（〇〇被告事件）の公判前整理手続の傍聴や証拠意見書の起案等を通して、同手続に対する理解を深める。②大規模消費者訴訟（〇〇事件）の既済記録に基づき、法律上・事実認定上の争点についてのレポートを作成する。③顧問先の法律相談に立ち会い、必要な調査等を行なうなどして、紛争予防という観点からの企業法務における弁護士の活動を集中的に修習する。
1	全2502 地裁知的財産権部修習 (東京)	(記載例) 東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、期日メモの作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義（半日）、特許庁見学（半日）、知財高裁における記録検討、法廷傍聴等を体験することにより知財事件の理解を深め、分野別実務修習では詳細には身に付けることができなかった知財事件を集中的に修習する。
2	弁-12 他事務所修習2	(記載例) ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて、ホームグラウンド修習と同様の修習をおこなう。
3	民-23 執行部修習	(記載例) 執行センター（新大阪）における民事執行事件のうち、主として、執行裁判所を執行機関とする不動産執行事件及び債権執行事件について、講義、記録検討、演習等のほか、執行官の執行現場に同行することにより、実務に必要な執行手続の知識を身につける。
4	弁-34 人権に関する施設見学 [REDACTED]	(記載例) 講義・施設見学を通じて、人権（特にハンセン病）に関する素養を深める。
5		
6		
7		

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

選択型実務修習結果レポート

令和元 年度採用(第 73 期)	記載地 大 阪
研修所 大 阪	氏 名 組 番 班 番

1. 選択型実務修習修習計画書

別紙「選択型実務修習修習計画書」のとおり。

2. レポート(ホームグラウンドでの修習)

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

修習指導担当弁護士

印

結果レポートの記載・提出方法、結果意見書の提出方法について

【司法修習生 各位】

- ※ 太枠内は、司法修習生が記載してください。
なお、ホームグラウンドでの修習については、1ページの「2 レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄に記載し、個別修習・全国・自己開拓プログラムについては、3ページ以降の「3 レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄にそれぞれ記載してください。
- ※ 修習内容については、実際に行った修習内容を具体的に記載してください。取組目標の達成状況については、選択型実務修習修習計画書の記載を踏まえ、成果や反省点も含めた自己分析の結果を記載してください。なお、以下の記載例も参考にしてください。

〈ホームグラウンド修習の記載例〉

(修習内容)

- ①…被告事件につき、記録検討、公判前整理手続の傍聴（〇回）、証拠意見書の起案、弁護団会議の傍聴等を行った。この事件の概要は、…というものであり、傍聴した公判前整理手続においては、…が実施された。証拠意見書の起案では、…が問題となったところ、…を考慮して、…としたが、指導担当弁護士からは…との御指摘を頂いた。
- ②指導担当弁護士に随伴して…という事案の法律相談に立ち会い、要点のメモ等を起案した。
- ③（以下略）

(取組目標の達成状況)

- ①実際の事件の傍聴等を通じて公判前整理手続に対する理解を深めることを当初の取組目標とした。この点、ホームグラウンド修習を通じて、以下のとおり、公判前整理手続に対する認識を深めることができ、当初の目標は十分に達成できたと考える。まず第1点は、…（以下略）
- ②…の法律相談については、実務上…が問題となることを新たに理解した。
- ③（以下略）

- ※ 司法修習生は、選択型実務修習修習計画書の写しをこの報告書の末尾に添付してください。

- ※ 司法修習生は、ホームグラウンド修習及び各修習プログラムの最終日までに各レポートを作成し、修習指導担当弁護士（ホームグラウンド弁護士）及びプログラム指導担当責任者に提出してその捺印を受けてください。

また、「選択型実務修習結果意見書」を修習指導担当弁護士及びプログラム指導担当責任者にそれぞれ交付し、次の点を依頼してください。

- 選択型実務修習結果意見書に意見を付し、下記期日までに結果意見書に記載の送付先に送付する。

【プログラム指導担当責任者 各位】

- ※ プログラム指導担当責任者は、司法修習生からこのレポートを受領後、「3 レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄の所定箇所に記名・検印の上、司法修習生にお渡しください。
また、修習生から交付された選択型実務修習結果意見書の「修習結果についての意見」欄に意見を付し、プログラム終了後4日以内に、結果意見書に記載の送付先に送付してください。

【修習指導担当弁護士（ホームグラウンド弁護士） 各位】

- ※ 修習指導担当弁護士は、司法修習生からこのレポートを受領後、「2 レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄の所定箇所に記名・検印の上、司法修習生にお渡しください。
また、修習生から交付された選択型実務修習結果意見書の「修習結果についての意見」欄に意見を付し、一律ホームグラウンド修習の最終日終了後、11月18日午前中までに結果意見書に記載の送付先に送付してください。

3 レポート(個別修習・全国・自己開拓プログラム) 氏名 _____

(1)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容)		
(取組目標の達成状況)		
(その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

(2)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容)		
(取組目標の達成状況)		
(その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

(3)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容)		
(取組目標の達成状況)		
(その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

* 結果レポートについては2ページの記載方法を参照し、記載すること。
 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充する。なお、補充した場合は、右上の氏名欄も記載すること。

3 レポート(個別修習・全国・自己開拓プログラム) 氏名 _____

(4)

修習日程	修習プログラム	修習先

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

プログラム指導担当責任者

官職(役職)氏名

印

(5)

修習日程	修習プログラム	修習先

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

プログラム指導担当責任者

官職(役職)氏名

印

(6)

修習日程	修習プログラム	修習先

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

プログラム指導担当責任者

官職(役職)氏名

印

※ 結果レポートについては2ページの記載方法を参照し、記載すること。

司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充する。なお、補充した場合は、右上の氏名欄も記載すること。

選択型実務修習結果意見書

※ 太枠内は、司法修習生が記入すること。

司法修習生名 :	(班 番)
【本書の送付先】 (住 所) 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 (あて名) 大阪弁護士会 司法修習委員会 (電 話) 06-6364-1684	
プログラム名 :	(コード番号 :)
修習内容	
プログラム期間中の欠席日数 日	
修習結果についての意見	

年 月 日

(該当にチェック)
 プログラム指導担当責任者 修習指導担当弁護士

所 属

役職（官職）・氏名

印

【司法修習生 各位】

※ 司法修習生は、氏名、班・番号、プログラム名・コード番号、修習内容を記入し、「選択型実務修習結果レポート」とともに各プログラム指導担当責任者又は修習指導担当弁護士に交付してください。

なお、全国プログラム、自己開拓プログラムの場合は、各自で用意した封筒に、切手を貼り付けて、上記【本書の送付先】欄の住所等を記入して各プログラム指導担当責任者に交付し、この意見書の送付を依頼してください。

※ 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充してください。
 ※ コード番号の付されていないプログラムは、コード番号記載欄に記入の必要はありません。

【プログラム指導担当責任者 各位】

※ プログラム指導担当責任者は、各プログラムでの修習結果について、この意見書の「プログラム期間中の欠席日数」欄に欠席日数を（欠席がない場合には「0」を記入してください。）、「修習結果についての意見」欄に意見を付し、プログラム終了後、4日以内に上記【本書の送付先】欄記載の住所等に送付（郵送又は持参、FAX不可）してください。

【修習指導担当弁護士 各位】

※ 修習指導担当弁護士は、ホームグラウンドでの修習結果について、この意見書の「プログラム期間中の欠席日数」欄に欠席日数を（欠席がない場合には「0」を記入してください。）、「修習結果についての意見」欄に意見を付し、一律ホームグラウンド修習の最終日終了後、11月18日の午前中までに上記【本書の送付先】欄記載の住所等に送付（郵送又は持参、FAX不可）してください。

欠席等承認申請書

年 月 日

大阪弁護士会会长 殿

第 期司法修習生

(組番 大阪配属班)

氏名 印

連絡先

□ 欠席 □ したい
 下記のとおり、□ 遅刻 を ので、承認してください。
 □ 早退 □ した

記

1 □欠席／□遅刻／□早退 月日

月 日 (曜日) から 月 日 (曜日) まで 日間

遅刻・早退の場合 時 分から 時 分まで 遅刻・早退

2 プログラム

コード番号() プログラム名()

種別(全国・自己開拓・民裁・刑裁・家裁・検察庁・弁護士会)

3 理由 ※具体的に記入すること。

(1) 理由 ※体調不良で欠席(早退/遅刻)した場合は、具体的な症状等、休まざるを得なかった理由を記載すること。

(2) 事後申請の場合は、事前に申請ができなかつた具体的理由

※事前に申請できない場合は、履修プログラム先及び大阪弁護士会事務局に電話連絡をするとともに、欠席等承認申請書の原本を速やかに(8日以内)に提出すること。

※欠席の申請がない場合、または欠席に正当な理由がなく不承認となつた場合は、非適行為となることがあるため、注意すること。

※5日以上の欠席の場合は、医師の証明書その他修習することができない理由を証明できる書面を添付すること。

※欠席事由や欠席状況等によっては、欠席日数にかかわらず、医師の証明書の提出を求めたり、個別に事情の聞き取り等を行う場合がある。

参考

令和元年11月15日

司法修習生 各位

司法研修所

選択型実務修習に関する留意点

選択型実務修習について、選択型実務修習の運用ガイドライン（司法修習ハンドブックに掲載）だけでなく、下記の事項にも留意するようにしてください。

記

第1 ホームグラウンドにおける弁護修習の修習期間

「ホームグラウンド」とは、選択型実務修習の期間中、司法修習生が、修習プログラムを修習しないときに、弁護修習を行う弁護士事務所をいう（選択型実務修習の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第1の2）。

「ホームグラウンドにおける弁護修習は、選択型実務修習の期間中、最低1週間は、継続して行わなければならない。」（ガイドライン第3の1(1)）とあるが、この趣旨は、少なくとも1週間は継続することで充実した弁護修習を行い、選択型実務修習を弁護士実務に比重を置くものとする制度趣旨を全うしようとするところにある。したがって、この趣旨に反しないのであれば、個別具体的な事情により、1週間継続することを絶対的な条件とまでする必要はないと考えられる。

例えば、希望する修習プログラムを選択した結果として、ホームグラウンドにおける弁護修習が1週間継続しなくなった場合は、ガイドラインの趣旨に反するとまではいえない。ただし、この場合でも合計5日程度のホームグラウンドでの修習日数を確保した修習計画を立てるようにすべきである。

これに対して、自由研究日、新婚旅行等による欠席（病気、忌引等やむを得ない欠席を除く。）をした結果、1週間継続してホームグラウンドでの弁護修習を行い得なくなる場合は、ガイドラインの趣旨に反するため、この場合は、ホームグラウンドでの修習期間が、1週間継続して確保できるように修習計画を見直すべきである。

もっとも、この点に関し承認権限を有しているのは、各配属府会の司法修習生指導連絡委員会であるから、同委員会の窓口である各配属府会の指導担当者又は事務担当者等からこれと異なる指示があった場合は、その指示に従う。

第2 自己開拓プログラム

1 修習先

(1) 自己開拓プログラムの修習先の例として、「民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等」（ガイドライン第3の4）のほかに、司法書士事務所、弁理士事務所、税理士事務所、不動産鑑定士事務所及び土地家屋調査士事務所などのいわゆる隣接職種、民間ADR機関、報道機関の社会部などが考えられる。

しかし、これらの企業等が、自己の就職予定先である場合は、「司法修習生が

就職を予定している弁護士事務所を、修習プログラムとしての弁護修習先とすることはできない」としたガイドライン第3の5の趣旨が同様に当てはまるため、認められない。

これに対し、就職予定先である弁護士事務所の顧問先企業の法務部を自己開拓プログラムの修習先とすることは、特に禁じられてはいないが、修習内容について、専ら就職予定先の弁護士が関与する事件の修習をするなどの事実上の弁護士業務を行ったり、実質的に試用期間的な内容の修習を行ったりしないものとなるように入先の担当者とよく話を詰めておくべきである。

- (2) 弁護士事務所については、当該弁護士事務所が就職予定先である場合には、ガイドライン第3の5に抵触するため当然認められないが、就職予定先の弁護士事務所以外でも、これを認めると、当該弁護士事務所と司法修習生との合意により、修習先としての弁護士事務所が定まることを認めることになることから、原則として認められない。

例外として、個別修習プログラム及び全国プログラムでは提供されていない領域や分野について、ホームグラウンドの弁護士事務所では十分な修習を行うことが困難であり、開拓先の弁護士事務所でその領域や分野についての修習をすることが可能でその意義があると明らかに認められる場合には、許容される余地もある。

- (3) 充実した修習を実施するには、責任ある立場の指導者によって、体系的な指導が行われることが重要である。そのため、修習先とされた組織・団体の受入態勢に疑義があるような場合には、申出が認められないことがある。

また、司法修習生の親族が経営している事業所等で修習を行う場合には、一般的に、そこで十分な修習が行われるのか、修習結果に対して評価が適正に行われるのかといった点について、疑義を生じさせるといえる。そのため、例えば、父親が一人で経営している会計事務所を修習先とする申出は認められない。

- (4) 全国プログラムの提供先に対し、全国プログラムと同様の修習内容、目的等で自己開拓プログラムを行うことはできない。

- (5) 自己開拓プログラムについても、原則として、分野別実務修習における配属修習地で行うものとする。例外的に、配属修習地では履修が不可能で、修習の目的、内容に照らし、配属修習地外の開拓先における修習の具体的意義と必要性がある場合には、当該開拓先での修習が認められる場合もあるが、この配属修習地外での修習が認められる場合でも、その期間は、全国プログラムの期間及び自己開拓プログラムの期間を合わせて3週間を限度とする（ガイドライン第2）。

ただし、配属修習地により近い地域で同様の修習内容を実現できる場合には、当該開拓先で修習する必要性は認められない。とりわけ、高裁（高検）管内を越えた地域の修習先に係る申出については、当該開拓先で修習する必要性についてより詳細な説明を求められたり、より厳格な判断がされることに留意されたい。

2 修習先から承認を得るまでの手続

- (1) 受入希望先に対しては、選択型実務修習及び自己開拓プログラムの趣旨を説明するとともに、司法修習生と受入先との合意によって直ちに修習プログラムとして成立するわけではなく、あらかじめ司法修習生が受入先から承諾を得た上で、更

に司法修習生指導連絡委員会の承認が必要となることを説明する。

- (2) 受入希望先から自己開拓プログラムの受入れの承諾を得た司法修習生は、(1)に留意の上、受入先から承諾書を得、この承諾書と自己開拓プログラム日程表を自己開拓プログラム申出書に添付して、各配属庁会の司法修習生指導連絡委員会に提出する。

自己開拓プログラムの申出に当たっては、申出書（特に「修習の目的」、「修習の内容」の各欄）及び日程表について詳細かつ具体的な記載を心掛ける（その際には、①当該修習先における修習においてどのような知識・技法を獲得しようとしているのか（獲得目標）、②当該知識・技法を獲得するために、具体的にどのような修習内容を体験しようとしているのか（達成方法）が明らかになるようとする。）。

また、承諾書の内容は、自己開拓プログラムの受入先の代表者による、司法修習生が選択型実務修習を受入先で実施することについての承諾であり、受入先の代表者又はこれに準じる者の記名・押印を求めることが相当である。

- (3) 自己開拓プログラム申出書を提出した司法修習生は、司法修習生指導連絡委員会の承認又は不承認の結論が伝えられたら、速やかに受入先の担当者等に連絡を取り、その旨を伝える。
- (4) 自己開拓プログラムは、司法修習生自らが主体的にプログラム先を開拓し、受入希望先から受入れの承諾を得ることにその意義の一端があるプログラムであるから、受入希望先との交渉等について配属庁会の指導担当者や事務担当者に相談する場合でも、この趣旨を踏まえた上で相談する。
- (5) 受入希望先との交渉等に当たっては、例えば、昼時、早朝又は深夜に、受入希望先の企業等に電話をしたり、アポイントを取らないまま相手先企業等を訪問したりするなどマナーに反する行為をしない。

第3 選択型実務修習の履修時の留意点

- 1 選択型実務修習の修習計画書を作成するに当たっては、指導担当弁護士とよく意思疎通を図り、ホームグラウンド修習をいつどのような日程で行うのかを伝え、ホームグラウンド修習における修習内容及び取組目標について指導担当弁護士とよく協議する（修習終了後に記載する結果レポートにも「取組目標の達成状況」を記載する欄があることから、よく検討した上で取組目標を記載する。）。
- 2 遅刻、欠席、早退をするとき、個別修習プログラムについては、プログラム提供先である地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に連絡した上で、事前又は連絡後速やかに欠席承認申請書を提出する。これに対し、全国プログラム、自己開拓プログラム及びホームグラウンド修習については、プログラムの修習先のほか、分野別実務修習地の弁護士会にもその旨の連絡をした上で、事前又は連絡後速やかに欠席承認申請書を、分野別実務修習地の弁護士会に提出する。ただし、配属庁会の事務担当者等から、これと異なる指示がある場合は、その指示に従う。
- 3 修習プログラムの開始後速やかに選択型実務修習結果意見書（書式は、別途配属庁会から配布予定）とこれを送付するための封筒（送付先の宛名書きをするとともに、

必要な郵便切手（自己開拓プログラム及び修習プログラムで指示があった場合は、特定記録等の特殊取扱いでの送付に必要なもの）を貼ったものを修習プログラムの指導担当責任者に交付するとともに、修習プログラム終了後速やかに（遅くとも修習プログラム終了後3日以内に）ホームグラウンドの指導担当弁護士宛てに送付するよう依頼する。

なお、送付先については、これとは異なる指示が配属庁会等からされることがあるので留意する。

- 4 修習プログラム、ホームグラウンド修習の各終了日までに修習プログラムごとに修習レポート（書式は、別途配属庁会から配布予定）をまとめ、修習プログラムの指導担当者の閲覧に供し、指導担当責任者から修習レポートに署名、押印を受けた上で返却してもらう。返却を受けた修習レポートは、選択型実務修習終了後速やかに（遅くとも選択型実務修習終了日の翌日まで）ホームグラウンドの指導担当弁護士宛てに送付又は交付する。

なお、修習レポートは、修習プログラムだけでなく、ホームグラウンド修習についても作成する必要があるが、ホームグラウンド修習については、ホームグラウンド修習期間全体を通じて1回作成すれば足りる。

第4 その他

1 旅費、宿泊費及び諸費用

(1) 旅費及び宿泊費

全国プログラム及び自己開拓プログラムにおいて、配属修習地以外の修習地における修習をする場合は、その参加に要する旅費（配属修習地とプログラム修習先（弁護士事務所修習における事務所や民間企業修習における会社等）の往復の交通費、日当及びプログラム期間分の所定の宿泊費等）を支給する。

なお、プログラム修習先から更に他所に移動する場合の旅費については、プログラム履修のためであっても原則として支給しない。ただし、例外として、全国プログラムにおいて、プログラム履修のため、プログラム修習先から片道50キロメートルを超える移動（以下、「長距離移動」という。）が当初から予定されている場合（プログラム案内「片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無」欄に「有」と記載されているもの）に限り、その旅費を支給する。

長距離移動が当初から予定されているプログラムに受入れが決定した司法修習生は、プログラム案内記載の「（移動予定の確定時期の目安）」を参考にプログラム修習先に対して移動の有無、移動先及び移動日程等を確認し、各配属裁判所の修習事務担当者に申告する。

(2) 諸費用

自己開拓プログラムでは、修習中の諸費用、例えば、修習先での資料等のコピー代や通信連絡費、その他の修習先から請求される費用は全て修習生の自己負担となる。

2 全国プログラムの照会窓口

全国プログラムの手続について、不明な点があれば、司法研修所事務局企画第二課

企画係（電話 [REDACTED]、ファクシミリ [REDACTED]
■）に問い合わせる。

なお、プログラムの内容については、各提供先に問い合わせる。

以 上

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

II. 全国プログラムの応募要領

全国プログラムの応募方法および留意事項をお知らせします。

- 1 配属修習地にかかわらず応募することのできる修習プログラムです。大阪配属の修習生が大阪のプログラムに応募することもできます。
なお、応募できる全国プログラムは、選択型実務修習期間（2箇月）を通じて1つのプログラムのみです。

2 応募の手続

(1) 募集期間

2020年（令和2年）2月3日（月）～同年2月7日（金）午後5時

期間経過後の応募は受け付けません。

(2) 応募の方法

ア 東京三弁護士会及び大阪弁護士会以外の全国プログラムに応募する場合

別紙様式第1の申込書に所定の事項を記入して申込みをしてください。

応募に当たっては、次の点に留意してください。

(ア) 所定の欄に、全国プログラム案内に記載されている希望プログラムのコード及びプログラム名を記入してください。

(イ) 応募条件に資料の提出が求められている場合は、申込書に当該資料を添付してください。なお、資料を添付する場合は、添付資料にもプログラムのコード及び氏名を記載してください。

イ 東京三弁護士会または大阪弁護士会提供の全国プログラムに応募する場合
別紙様式第2または別紙様式第3もしくは別紙様式第4の各申込書に所定の事項を記入して申込をしてください。

(ア) 所定の欄に、全国プログラム案内に記載されている希望プログラムのコード

ド及びプログラム名を記入してください。

(1) 応募条件に資料の提出が求められている場合は、各申込書に当該資料を添付してください。なお、資料を添付する場合は、添付資料にもプログラムのコード及び氏名を記載してください。

(ウ) 作成に当たっては、それぞれの申込書の注記等に従って記入してください。

(3) 注意事項

全国プログラムは、原則週単位で実施されますが、プログラムが1日しか実施されない、プログラムが週の途中から開始するなど、1週間のうちでプログラムが実施されない日がある場合には、プログラムが実施されない日はホームグラウンド修習としてください。なお、ホームグラウンド修習が必要なプログラムを申込む場合には、申込み前に必ず指導担当弁護士の了承を得るようにしてください。

(4) 申込書の提出先

修習中の各配属府会の司法修習担当事務局に、申込書等を1部提出する。

ア 弁護修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

イ 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 [REDACTED]

ウ 検察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED] (代表)

(5) 採用決定者の通知

2020年(令和2年)3月27日(金)(予定)

以上

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

司法修習生指導連絡委員会 御中

令和元年度（第73期）司法修習生

組番・修習地 (班) 氏名 印
現住所 〒
電話 メールアドレス 携帯電話

選択型実務修習プログラム申込書（全国）

下記のとおり、選択型実務修習の全国プログラムを申し込みます。

記

コード番号	プログラム名

提出書類を求められている場合は、本申込書に添付すること。

なお、添付書類は返還しない。

おって、申し込んだプログラムの提供者から上記電話等に直接連絡が入ることがある。

(※希望する期間の選択を要するプログラムについては、希望する期間も「プログラム名」欄に記載する。)

(※コード番号1504, 1505, 2504及び2505の各プログラムについては、応募人数が超過した場合の振替に支障がある者は、本申込書の余白部分にその旨及びその理由を簡潔に記載する。)

受入結果通知

可	否

司法修習生指導連絡委員会

令和 年 月 日

令和元年度(第73期)

修習地： (班) 配属弁護士会：

研修所クラス： 組 番 氏名：

住所： (〒)

連絡先電話番号： e-mail：

東京三弁護士会提供プログラム申込書**1 申し込むプログラム**

コード番号	プログラム名

2 募集条件

3 添付書類

4 司法研修所卒業後の就職予定先(内定段階を含む。)

- 法律事務所 弁護士会名() 事務所名()
- 企業 本社所在地(都府県) 企業名()
- 任官希望 希望先()
- 現時点ではまだ決定(内定)していない。

《申込時の注意事項》

- 応募するプログラムに募集条件が設定されている場合には、募集条件を満たすことが分かるように、その内容を上記「2 募集条件」欄に記載してください。
- 募集条件として書類提出を指定されている場合には、その書類名を上記「3 添付書類」欄に記載し、本申込書に添付してください。なお、書類は採否にかかわらず返却しません。
- 申込先事務所が修習生の就職予定(内定)先と係争中等の事情があるときは、受け入れられない場合があります。
- 申込後に、内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、速やかに申込先事務所に連絡してください。

当否結果通知 当 否

(別紙様式第3) A班(東京(立川支部を含む。)・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・神戸・奈良・大津及び和歌山)

知財事件取扱い法律事務所での修習申込書（大阪）

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
2602	弁護士法人大江橋法律事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2603	小松法律特許事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2604	弁護士法人関西法律特許事務所	R2.10.12	R2.10.23		
2605	弁護士法人淀屋橋・山上合同	R2.10.26	R2.11.6		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

1. 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
2. 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
3. 2を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。（第1の事務所コード番号：）

（申込時の注意事項）

- ・受入事務所が指定する申込時の必要書類（写し可）を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に關係なく提出書類は返却しない。
- ・申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本審の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局（担当：[] 電話06-6364-1684）へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。

2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先（内定段階を含む）は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名（ ）、事務所名（ ）
 企業 … 本社所在地（ 都府県）、企業名（ ）
 任官希望 … 希望先（ ）
 現時点ではまだ決定（内定）していない。

住所

氏名

印

配属地（ ）

電話

メールアドレス

(別紙様式第4) A班(東京(立川支部を含む。)・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・神戸・奈良・大津及び和歌山)

涉外事件取扱い法律事務所での修習申込書（大阪）

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
2606	弁護士法人大江橋法律事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2607	岡田春夫綜合法律事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2608	弁護士法人オルビス	R2.10.5	R2.10.16		
2609	法円坂法律事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2610	弁護士法人御堂筋法律事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2611	岡田春夫綜合法律事務所	R2.10.19	R2.10.30		
2612	北浜法律事務所・外国法共同事業	R2.10.26	R2.11.6		
2613	大阪国際綜合法律事務所	R2.10.26	R2.11.6		
2614	弁護士法人御堂筋法律事務所	R2.10.26	R2.11.6		

第2. 必ず下記も○を付して選択してください。

1. 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
2. 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
3. 2.を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。（第1の事務所コード番号：）

（申込時の注意事項）

- ・受入事務所が指定する申込時の必要書類（写し可）を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- ・申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局（担当：[REDACTED] 電話06-6364-1684）へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。
2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先（内定段階を含む）は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名（ ）、事務所名（ ）
 企業 … 本社所在地（ 都府県）、企業名（ ）
 任官希望 … 希望先（ ）
 現時点ではまだ決定（内定）していない。

住所 _____

姓 名 _____

生 年 _____

記 案 地 （ ）

電 話 _____

メ リ オ ド レ ス _____

(別紙)

全国プログラム案内

A班	プログラムコード	プログラム名	修習場所	ページ
行政・立法機関	国	2101 法務行政修習	法務省	A - 1
	国	2102 参議院法制局修習	参議院法制局	A - 1
	国	2103 厚生労働省中央労働委員会審査実務修習	中央労働委員会事務局	A - 2
	自治体	2104 地方自治体修習	栃木市	A - 2
	自治体	2105 地方自治体修習	大津市	A - 3
	自治体	2106 地方自治体修習	新潟市	A - 3
	児相	2107 児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	A - 4
	児相	2108 児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	A - 4
国際機関等	国連機関修習	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)駐日事務所	A - 5	
	国連専門機関修習	国際労働機関(ILO)駐日事務所	A - 5	
	国際協力(法整備支援)修習	独立行政法人国際協力機構(JICA)本部、国内機関等(東京)	A - 6	
	国連機関修習	国際移住機関(IOM)駐日事務所	A - 6	
	日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	A - 7	
福祉機関	社会福祉協議会修習	練馬区社会福祉協議会	A - 7	
	社会福祉協議会修習	豊中市社会福祉協議会	A - 8	
	社会福祉協議会修習	山形市社会福祉協議会	A - 8	
	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	A - 9	
	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	A - 9	
民間企業	企業修習	ヤフー株式会社	A - 10	
	企業修習	パナソニック株式会社 本社	A - 10	
	企業修習	パナソニック株式会社 グローバル調達社	A - 11	
	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	A - 11	
	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	A - 12	
	企業修習	東日本旅客鉄道株式会社	A - 12	
	企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	A - 13	
裁判所	最高裁判所修習	最高裁判所	A - 13	
	地裁知的財産権部修習(東京)	東京地方裁判所民事部	A - 14	
	地裁知的財産権部修習(東京)	東京地方裁判所民事部	A - 14	
	地裁知的財産訴訟部修習(大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	A - 15	
	地裁知的財産訴訟部修習(大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	A - 15	
法律事務所	知財	2601 知財事務所修習(東京)		A - 16
		2602 知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	A - 16
		2603 知的財産事務所修習(大阪)	小松法律特許事務所	A - 17
		2604 知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	A - 17
		2605 知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	A - 18
	涉外	2606 涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	A - 18
		2607 涉外事務所修習(大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	A - 19
		2608 涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人才オルビス	A - 19
		2609 涉外事務所修習(大阪)	法円坂法律事務所	A - 20
		2610 涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	A - 20

涉 外	2611	涉外事務所修習(大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	A - 21
	2612	涉外事務所修習(大阪)	北浜法律事務所・外国法共同事業	A - 21
	2613	涉外事務所修習(大阪)	大阪国際綜合法律事務所	A - 22
	2614	涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	A - 22
大 規 模 ・ 企 業 法 務	2615	大規模事務所修習		A - 23
	2616	大規模事務所修習		A - 23
	2617	大規模事務所修習		A - 24
	2618	大規模事務所修習		A - 24
	2619	企業法務修習		A - 25
	2620	企業法務修習		A - 25
法律 事 務 所	2621	法テラス中規模型事務所修習	法テラス茨城法律事務所	A - 26
	2622	法テラス中規模型事務所修習	法テラス静岡法律事務所	A - 26
	2623	法テラス中規模型事務所修習	法テラス福岡(前半6日間)法テラス北九州(後半4日間)	A - 27
	2624	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沼津法律事務所	A - 27
	2625	法テラス小規模型事務所修習	法テラス浜松	A - 28
	2626	法テラス小規模型事務所修習	法テラス阪神法律事務所	A - 28
	2627	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	A - 29
	2628	法テラス小規模型事務所修習	法テラス滋賀法律事務所	A - 29
	2629	法テラス小規模型事務所修習	法テラス三重	A - 30
	2630	法テラス小規模型事務所修習	法テラス岐阜法律事務所	A - 30
	2631	法テラス小規模型事務所修習	法テラス山口法律事務所	A - 31
	2632	法テラス小規模型事務所修習	法テラス島根法律事務所	A - 31
	2633	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沖縄	A - 32
	2634	法テラス小規模型事務所修習	法テラス秋田法律事務所	A - 32
	2635	法テラス小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	A - 33
	2636	法テラス小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	A - 33
	2637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス旭川法律事務所	A - 34
	2638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス釧路	A - 34
	2639	法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	A - 35
	2640	法テラス小規模型事務所修習	法テラス徳島法テラス徳島法律事務所	A - 35
	2641	法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知法律事務所	A - 36
	2642	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス秩父法律事務所	A - 36
	2643	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス牛久	A - 37
	2644	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス下田法律事務所	A - 37
	2645	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス佐渡	A - 38
	2646	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス可児法律事務所	A - 38
	2647	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス魚津	A - 39
	2648	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス倉吉法律事務所	A - 39
	2649	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス浜田法律事務所	A - 40
	2650	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス五島法律事務所	A - 40
	2651	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス対馬法律事務所	A - 41

法律事務所	法テラス	2652	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス平戸法律事務所	A - 41
		2653	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス雲仙法律事務所	A - 42
		2654	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス奄美法律事務所	A - 42
		2655	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス宮古島	A - 43
		2656	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス鹿角	A - 43
		2657	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス八雲法律事務所	A - 44
		2658	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス須崎	A - 44
		2659	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス中村	A - 45
		2660	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス熊谷法律事務所	A - 45
		2661	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス佐世保法律事務所	A - 46
公設事務所等		2662	公設事務所等修習	弁護士法人東法律事務所(旧・気仙沼ひまわり基金法律事務所)	A - 46
		2663	公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	A - 47
		2664	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	A - 47
		2665	公設事務所等修習	相馬ひまわり基金法律事務所	A - 48
		2666	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	A - 48
		2667	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所(旧高田事務所(旧ひまわり基金事務所)	A - 49

A 章(修習地が東京(立川を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津及び和歌山)

コード	プログラム名	場 所	期 間	参 加 人 数	修 習 内 容	審 集 条 件	提 出 書	その他の(内容等の記述など)	開催日の 集合日時、場所	片道往キロメートル を超過する移動の 可否(会の実態 (移動手段の選択等) の記述)
四	2101 法務行政修習	法務省	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	35	法務省の機構を知るとともに、各部局がどのような役割を果たし、どのように連携して法務行政が運営されているかを学ぶ。 法務省各執務課室による法務行政に関する講義、同僚官・調査官・意見交換など。	なし。 ただし、応募者が募集人数を超過した場合は抽選とする。	なし	【組合方】 法務省大臣官房人事局 後援會人材第一係 (03-5580-4111内線 2124) ※法務省から施設見学 の希望に応じて交 換食事は、自己責任と する。	【集合日時】 10月6日(月) 午前9時30分 【集合場所】 東京都千代田区霞が 関1-1-1 東京法務修習大会議室 ※司法修習生の身分 証明書を持参すること。	有 (8月上旬から中旬ま での間)
四	2102 参照法制度修習	参照法制度	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	法制度(法政策の形成、立派 技術、立法過程等)についての講 義、具体的な施設立地の立案等の 事案の検討、関係資料の作成等	法制度について知らるる方 し、実践的に取り組むこと を希望にされ、既に就職に ついての意欲的書を提出するこ と	【組合方】 2志願説明会	既得権 (03-5521-7720)	集合日時：10月26日 午前9時 集合場所：参考法 制度会議室	5

A-1

コード	プログラム名	場 所	期 間	参 加 人 数	修 習 内 容	審 集 条 件	提 出 書	その他の(内容等の記述など)	開催日の 集合日時、場所	片道往キロメートル を超過する移動の 可否(会の実態 (移動手段の選択等) の記述)
四	2103 厚生労働省中央労働委員会審査会議	中央労働委員会審査会議室	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	4	不當労働行為訴訟手続のうち、 調査(相談のためのものを含む。)や 審査の実務及びそれによる重要な事 件経験の開発のほか、令和原水争合 子の作成、不當労働行為訴訟手続 及びその手続等に関する座談など	大学若しくは法科大学院に おいて分野別を経験した者、 又は合格した司法試験者又は 裁判の證明書目について労働 法を専攻した者	1週間会(予算枠付) 2中央労働委員会での 研修を希望する理由 及び分野別に因する 履歴状況等を記載 した書面(1200字以内 を)	中央労働委員会審査会 議室 (電話03-5408-2166)	10月12日午前9時30 分 事務局審査課 (東京都渋谷区芝公園1 -5-33 労働委員 会会館 5階)	無
地方自治体	2104 地方自治体修習	栃木市	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	自治体運営をして、行政実務 における公費賃料に対する法的 ニーズを学ぶため、次の要領に追 ついて修習する。 ・弁護士登録を有する仕掛けを現 員とともにを行う府内の法律問題 ・条例、規則などの例憲法条款等 など	なし	【組合方】 財務課財務課 文書法規課 (電話0282-21-2348)	集合日時：10月26日 午前9時30分 集合場所：栃木市財 務課財務課	三	

コード	プログラム名	場所	期間	事業人數	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記載など)	開始日の 集合日時、場所	片道料中込メートル を算入実績の 可否の有無 (修習予定の確定時期 の旨)
地方自治体 2126	地方自治体研 究会	大津市	10月5日(月)～ 10月6日(火) (1泊2日)	1	自治体における法的紛争の場面 実話を経験する。 具体例 日常の経済における法的紛争 訴訟に係る事実 人事管理的な法的紛争	大津市と対等な立場がある方は、御遠慮ください。	特になし	報告書 担当者下 077-525-2711	集合日時：10月6日 午前8時30分 集合場所：大津市役 所本館2階人事課	無
2106	地方自治体研 究会	新潟市	10月19日(月)～ 10月20日(火) (2泊3日)	1	地方行政において担当者や各部署 が関わる業務を体験し、地方行政 における法的ニーズを学ぶ。 (法務担当者、営業担当者、企画担当者 など)	・自治体実務における担当者 者の立場に同心があり、立 場的に取り組む意 識を醸成して「地方行政 における法的ニーズについ て」のレポート(4A用紙枚 程度)を各自へ提出できる者	・法規理由(自治 体での修習で学びた いことを含む)を提出 ・決定後に、守秘義 務等についての誓約 書を提出すること。	地政部 人事課人材育成室 (電話 025-226-2493)	日時：10月19日(月) 午前9時 場所：新潟市役所本 館5階総括室人事課	無

A-3

コード	プログラム名	場所	期間	事業人數	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等 の記載など)	開始日の 集合日時、場所	片道料中込メートル を算入実績の 可否の有無 (修習予定の確定時期 の旨)
児童相談所 2107	児童相談所に おける修習	名古屋市中央 児童相談所	10月5日(月)～ 12月9日(火) (1泊2日)	1	児童相談所における児童相 談所と社会における各種実践 活動における実務	子どもの権利を守る仕事に 高い興味があること	履歴書 ・小論文(児童相談 所における修習の役割 について) ・2000字程度 ・書式指定なし	名古屋市中央児童相談 所 桜庭課 桜木准子 (052-757-6111)	10月5日(月) 午前8時45分 名古屋市中央児童相 談所1階ロビー	有 (プログラム実施の 2, 3か月前)
児童相談所 2108	児童相談所に おける修習	名古屋市西部 児童相談所	10月5日(月)～ 11月6日(火)ま でのうち希望す る1週間(月曜日 始まり)	1	児童相談所の組織、高齢介護士 の業務について学ぶ。児童相談所 に関する知識、就業登録簿や司 法面接の問題、就業登録簿同行、一 時保護所、施設見学、保健相談の 会議の開催など(日程の都合上実 施できないこともある)。	児童相談所の業務や児童相談 所に興味がある者	履歴書、2回提出由 り(1回提出)、3 回提出する期間(月曜 日から始まる1週間)	主幹(介護士)若ケ山裕 (電話 : 052-565- 3231)	集合場所：開始日午 前8時45分 集合場所：名古屋市 西部児童相談所	有 (プログラム実施の 2, 3か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	蔵書人数	修習内容	認証条件	発行者	その他の内容等の記述(参考)	開始日の集合日時、場所	片道往復ロードムーニングの実施する期間の可否(記入欄の記述)
国際機関等	2201	国連専門技術官修習 国連事務局(UNHCR)駐日本事務所	10月5日(月)～ 10月23日(金) (3週間)	1	難民保護におけるUNHCRの活動に関する基礎研修の他、UNHCRの援助対象者に関する国内外の取扱例や出身地情報などの調査・分析などを通じて、難民保護や収容の活動について理解する。	人権、難民保護に關心のある方、英語に堪能な方、Microsoft Word, Excelを含む基礎的なコンピュータ技術を有する方、UNHCRによる記録記入及び電話説明を受けられる方	UNHCRは、困難者及 UNHCR Personal History Form (https://www.unhcr.org/how-to-apply.html)を英語 で提出してください。 難民認定試験の点数が いてください。難民 認定試験の認証書が すぐ手元にあればそちらも御提出ください。 内閣等に関するご質問 UNHCR Personal History Form(グラン ロードできない部分 は、UNHCR駐日本事務所法 務部 (03-3499-2075)にご連 絡下さい。		10月5日(月)午前10 時 東京墨田区舟橋山6- 10-11ウェスレーチ ンターア UNHCR駐日本事務 所法務部	有 (直前(修習開始後、住本人の意向 を尊重する。))
国際機関等	2202	国連専門技術官修習 国際労働機関(ILD)駐日本事務所	10月5日(月)～ 10月23日(金) (3週間)	1	ダイーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を中心として、国際労働機関(ILD)の活動内容一覧について理解を深める。国際労働機関、ダイーセント・ワークの概念、「仕事の未来」、サプライチェーンにおける労働CSRを日本国内で普及させるための広報活動の概要と、世界におけるダイーセント・ワークに関する日本の労働法則に関する研究の収集及び報告の作成、等の日本会議を通じて、国際機関の仕事を理解する。	労働法、国際労働機関に関する知識も、大学あるいは技術大学院において労働法を履修した方、一定の英語力(TOEIC860点、TOEFL iBT96点相当SL)を有する方、WORD、EXCEL、パワーポイントを含む基礎的なコンピュータ技術を持っている方。 ILD駐日本事務所による書類整理・翻訳・翻訳インクビューを経て、決定者は、インターネット上に關する覚者(見本別紙)に選ばれる等、ILDのインターネット上に關するルールを適用する。	難民者(B級)及び TOEIC/TOEFLの点数 を記載した履歴書、 決定者に、最近の 医療機関が発行した 健康證明書(見近受 診した医療機関者の コピー)。	ILD駐日本事務所 (03-5457-2701)	10月5日(月)午前9時 30分 東京都中央区 5-53-70、国連大 会本部ビル1階の愛 付で階段のILD駐日本事 務所に通路	有

A-5

コード	プログラム名	場所	期間	蔵書人數	修習内容	認証条件	発行者	その他の内容等の記述(参考)	開始日の集合日時、場所	片道往復ロードムーニングの実施する期間の可否(記入欄の記述) (GSD事務室の担当部門の直轄)	
国際機関等	2203	国際協力(セ シティ支援)修 習 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)本部、 国内機関等(東 京)	10月10日(月)～ 10月30日(金) (3週間)	1	我が国のODA事業と国際協力機構(JICA)の業務目的と概要を知るとともに、日本の法律文書が、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、大学協会等の国際協力機関とどのように連携して実施・運営されているのかを学ぶこと。 JICA国際協力専門員(弁護士)・職員による法律文書に関するガイドラインの受講、JICAが国交政策上において実務中の法律文書に關わる業務活動におけるOJTを通じ、国際協力及び法律文書について理解を深める。	(1)国際協力及び法律文書に關心を有する者 (2)一定的の英語力を有する者(TOEFL PBT550点程度、IBT60点程度)があれど、より効率的な學習が可能な者 修習に當たっては、誓約書を提出すること。	(1)英語能力(TOEFL、TOEIC受験記があるときはその点数を記載し、既習書も必須) (2)自信満々での研修を希望する場合は(A)現役1年以内の公務員、(B)現役教員についてお書きください。(この研修に参加することや今後のキャリアにどう活かしたいかを含めた内容とすること。) (3)修習先の希望提出書からの承認書(提出後一定)	独立行政法人国際協力 機構国際開拓・公共就 業機関ガバナンスグループ 法・司法チーム (03-5226-6923)	承認書フォームの添 付と併せて、送付して 決算書に封じ、返却 します。		有
国際機関等	2204	国連専門技術官修習 国際移住機関(ILD)駐日本事務所	10月5日(月)～ 11月4日(木) の間の3週間	1	国連機関による日本における体 制・文書を基準としている外 国人(外国人)のための様々な活動内容 に触れること。 日本の出入国管理制度・人材取 引制度・移民政策の実状と実績に 触れること。	移住問題に關心を有すること 英語力があること。 日本に在住する外国人の母 語のいずれかを話さなければな れない。	難民者(B・A) 難民政治(B) 留学能力を証明する 書類	国連移住機関駐日本事 務所 (TEL 03-3595-2487, FAX 03-3595-2497)	修習開始日の午前10 時 [REDACTED]	有 (プログラム実施の2 か月前)	

コード	プログラム名	場 所	期 間	参 加 人 数	修 訓 内 容	基 準 条 件	講 師	その他の(内閣等の関係会社など)	開始日の 集合日時、場所	片道切符料金+トラン セラムを算出する場合の 可算化の有無 (該当する場合は記入)
西日本支店等	2205 日本弁護士連合会医療部における運営方針	日本弁護士連合会	10月12日(月)～10月29日(金)(2週間)	2	日本連盟における医療委員会特に 副会長としての役割分担会との關 わいや、会員の医師会支援など について経験し、弁護士及び 弁護士会の活動の医療的広がりを 学ぶ。	B会員及び日本連盟会員の個 別会員に興味を有する者 実務によるコミュニケーション (読み書きを含む。)があら 程度可能である者 先生達。守秘義務等についての質的書を提出すること。	・医療委員会 ・実務能力を示す書 類等(往來) ・医療委員会規則書 (会員、日本いすれ も可)	日本弁護士連合会企画 部医療部 担当 ■■■■■ (03)3533-9741)	集合日時：10月12日 午前9時30分 集合場所：弁護士会 会議室	是
福井県	2801 福井県社会福祉協議会会員研修	福井県社会福祉協議会	10月9日(金)～10月29日(木) の間に10日間あるいは15日間	1	社会福祉協議会における各種体 制【プランティア・地域福祉推進 センター、障害者生活支援センタ ー、福祉作業所(就労継続支 援事業部)、福利厚生センター、生活相談室自立支援法に基 く支援センター等での実務者 の経験について】	参考文献後、事前シート (所定箇所あり、A4サイズ1 枚)を提出すること。 地政課はに強い関心のある 方。	個人用(福井県A4判 1枚)	福井県社会福祉協議会 総務部企画部 (0785-3392-5600)	修習確定後送付連 絡	是

A-7

コード	プログラム名	場 所	期 間	参 加 人 数	修 訓 内 容	基 準 条 件	講 師	その他の(内閣等の関係会社など)	開始日の 集合日時、場所	片道切符料金+トラン セラムを算出する場合の 可算化の有無 (該当する場合は記入)
福井県	2332 社会福祉協議会会員研修	福井市社会福祉協議会	10月5日(月)～10月18日(金) (2週間)	2	社会福祉協議会における各種体 制(地政課守り活動、住民による 介護でも相談、サロン、コミュニ ティーサービス、チャラーカー事業、情 報収集事業等) 社会福祉協議会の事業内容につ いては、ホームページで参照のこと。 http://www.toyonaka-shakyo.or.jp/	NHK放送づくりアーティフ スで福井市社会福祉協議会の 立派を事前に理解しておくこと。 http://www.nhk.or.jp/chitk/ series/7daa_id=00015010001_00000	なし	福井市社会福祉協議会 地政課主催 (0785-3345-1270)	10月5日(月) 9:45 福井市すこやかプラ ザ	是
福井県	2533 社会福祉協議会会員研修	山形市社会福祉協議会	10月6日(月)～10月5日(金) (2週間)	1	社会福祉協議会の事業内容理解 会計と社会福祉の関わりを学ぶ 高齢者、障がい者、生活困窮者 の支援を通じ、精神健康の視点を 学ぶ 認知症センターの経験を学ぶ	社会福祉協議会で参考した 小冊子を理解できる方。	社会福祉協議会(553字 100字程度)	山形市社会福祉協議会 023-674-0650	10月6日午前8時30分 ～ 山形市社会福祉 協議会にて	是

コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(修習場の運営先など)	開催日の集合日時、場所	片道2キロメートルを超過する場合の 開催地の運営 (修習予定の就業時間の 割合)	
										料金	備考
高社協研	2304 社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	10月6日(月)～10月8日(水) (1泊2日)	1	社会福祉協議会実務事務の体験 ・成年被見サポートセンター事業 ・生後困難児立立支援事業 ・障害者相談支援事業 ・地域福祉連携事業	特にありません。 高知市社会福祉協議会の事業に興味のある方	修習生の経歴・社会 経験のわかるもの	高知市社会福祉協議会 共に生きる隊 029-856-5539	令和2年に本研修修了の予定があり新卒高 校生が先走り就職活動します。	無	
高社協研	2305 社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	① 10月12日(月)～ 10月16日(金) (1泊4日) ② 10月26日(月)～ 10月30日(金) (1泊4日)	1	社会福祉協議会における各種扶助 (扶助申請事業、日常生活自立 支援事業、地域福祉連携事業、そ の他の事業にかかる課題、施設見 学・施設見学・体験など)	なし	履歴書 ・応募書類 (A4用紙1枚・800字 程度)	高知市社会福祉協議会 (電話0787-63-5000)	集合日時：初日の午 前9時 集合場所：高知市総合福祉センター	無	

A-9

コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(修習場の運営先など)	開催日の集合日時、場所	片道2キロメートルを超過する場合の 開催地の運営 (修習予定の就業時間の 割合)	
										料金	備考
民間企研	2401 企業修習	ヤフー株式会社	11月4日(水)～ 11月13日(金) (約1週間)	1	法務担当部署における各種扶助 (扶助申請、取扱説明、訴訟等)	指定なし	指定なし	ヨーボレート法律統括 本部法律本部	午前10時 10分受付	無	
民間企研	2402 企業修習	パナソニック株式会社 本社	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1泊4日)	1	種類豊富、質的、技術的、研究的、評 議・論争、コンプライアンス教育 等を通じた企業法務の実習	特になし	研修担当部署(未定 由、200字程度まで)	法務・コンプライアン ス本部 法務部 担当：[REDACTED]	10月5日(月)午前10 時 パナソニック株式会 社本社 大阪府大阪市大津門 通1003番地	無	

	コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	募集条件	講師	その他(内容等の趣意充など)	開始日の集合会場、場所	片道往きターミナル駅発着の費用の算定の有無(備考欄の記載時期の旨)
民間企業	2403	企業修習 株式会社 グローバル製 造社	パナンニック 株式会社	10月6日(月)～ 10月15日(金) (5連続)	1	社説に因る取り扱い実務的、下 請契約、コンプライアンス地図 説明(技術ヘルプ、開発部等)、輸 出入管理実務を経た企業法務の 実習	社説担当者(代表自 由、200字程度まで)	グローバル製造社 法務部 事業法務課 (tel: [REDACTED] [REDACTED])	集合日時： 10/6(月)午前8時 集合場所： 大坂市中央区北浜東 4番33号 北浜ネクスピル8階 受付 (グローバル製造社)		便
民間企業	2424	企業修習	九州旅客鉄道 株式会社	10月12日(月)～ 10月16日(金) (5連続)	1	法務担当部署における各種体験 (契約審査、新規ビジネスに因 するリーガルチェック及び文紙リ チーネ・システムシミュレーション等 の構築手法等)	なし	なし	人事課(任免・給与) (電話092-474-2761)	集合日時： 10月12日午前9時 集合場所： JR九州本社 7F受付	便

A-11

	コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	募集条件	講師	その他(内容等の趣意充など)	開始日の集合会場、場所	片道往きターミナル駅発着の費用の算定の有無(備考欄の記載時期の旨)
民間企業	2425	企業法律修習	両側ホール ディングス株 式会社	10月26日(月)～ 10月31日(土) (5連続)	1	法務担当部署における各種体験 (契約審査、新規ビジネスに因 するリーガルチェック及び文紙リ チーネ・システムシミュレーション等 の構築手法等)	企画担当者(44名以内) と協議して修習を行える人 (扶助金)	法務リストマネジメン ト部 (050-223-2177)	集合日時： 10月26日午前8時45 分 集合場所： 両側ビル3階		便
民間企業	2426	企業修習	東日本旅客 鉄道株式会社	10月19日(月)～ 10月23日(金) (5連続)	2	法務担当部署における各種体験 (企画担当部署の理解、文書法務 実習等) ・他社以外の部署における業務体 験(企画担当見学、グループ会社 訪問等)	当社本部に勤むのある方又は 当社本部の所属部門の業務に 関心のある方	黒澤秀(儀式直向)及 び以下の「アサヒ」の 小笠丈 1.「当社本部に因し てお気づきの点又は 関心のある事項(法 務担当部署を含 む)」 2.「実務会社の法務 部門(企画法務)が具 たすべき役割。 (4用紙以内)	黒澤・他務担当 法務ユニット(法務企 画) [REDACTED]	集合日時：10月19日 午前9時20分 集合場所：東日本旅 客鉄道株式会社本社 ビル(新宿)	有 (プログラム実施の 約1か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	運営者	その他(内容等の組合せなど)	開始日の組合日時、場所	片道50キロメートルを超過する距離の有効性の有無(参加予定の組合時間の目安)
最高法院 企業	2407 企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社		5名迄			ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	日時: [REDACTED]		無
裁判所	2501 最高裁判所修習	最高裁判所	10月21日(水) (1日)	10	最高裁判所の庁舎見学、最高裁判所調査官(民事・刑事)による講義、記録検討、最高裁判事による講話等	なし	申込書類を記載した 弁護理由書(A4・1~2枚) 追って、受講者に対し、受講日までに準備しておくべき事項を通知する。	最高裁判所裁判部第二 監査室監査課監査課 郵便 03-3264-8573	10月21日(水) 午前9時15分 最高裁判所 (最高裁判所は、修習確定後、追って通知する。)	無

A-13

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	運営者	その他(内容等の組合せなど)	開始日の組合日時、場所	片道50キロメートルを超過する距離の有効性の有無(参加予定の組合時間の目安)
裁判所	2502 地裁知的財産修習(東京)	東京地方裁判所民事部	10月6日(月)~ 10月16日(金) (2週間)	20	東京地裁知的財産における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷問題、弁論準備手続研修、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許序見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷審理等(2日間)	大学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講座を受講し、単位を取得した者、2回法廷において知的財産法を審査した者、又は3知的財産権に高い関心を持つおり、知的財産権訴訟に従事する意欲のある者(※1ないし3の番号を申込書に明記すること。 ※2複数者が募集人数を超えた場合は抽選とする。 ※3抽選の結果、落選した者に對し、コードF2502への変更希望の有無について、別途調整することがある。	募集条件3の場合には、他の知的財産権法関係で関心を持つている分野等、専門的知的財産権訴訟に従事する知識等の證明書を出す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他の、追って受講者に対し通知する。(単位の証明書等は不要)	東京地方裁判所検察課 巡回第二係(電話03-5581-2291ダイヤルイン)	10月5日(月) 午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無
裁判所	2503 地裁知的財産修習(東京)	東京地方裁判所民事部	11月2日(月)~ 11月13日(金) (2週間)	20	東京地裁知的財産における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷問題、弁論準備手続研修、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許序見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷審理等(2日間)	大学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講座を受講し、単位を取得した者、2回法廷において知的財産法を審査した者、又は3知的財産権に高い関心を持つおり、知的財産権訴訟に従事する意欲のある者(※1ないし3の番号を申込書に明記すること。 ※2複数者が募集人数を超えた場合は抽選とする。 ※3抽選の結果、落選した者に對し、コードF2502への変更希望の有無について、別途調整することがある。	募集条件3の場合には、他の知的財産権法関係で関心を持つている分野等、専門的知的財産権訴訟に従事する知識等の證明書を出す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他の、追って受講者に対し通知する。(単位の証明書等は不要)	東京地方裁判所経営課 巡回第二係(電話03-5581-2291ダイヤルイン)	11月2日(月) 午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記述先など)	開始日の 集合日時、場所	片道キロメートル を越える参加の 可能性の有無 (参加予定の確定時間 の目安)
裁判所	2554	地裁知的財産 訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第22民事部	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	8	知的財産権訴訟における当事者の 充実促進や判断の正確性担保のため の訴訟運営上の工夫、裁判所及び当事者の訴訟活動の在り方について理解を深め、併せて表現能力 の向上を図ることを目的とする。 修習内容は、知財部裁判官及び 裁判所調査官による講義、大阪高 裁第8民事部(知財集中部)裁判官 による講義、サイダー起業・講 評、法廷傍聴、記録検討等。	大学・大学院において知財 関係講義の単位を取得した者 又は司法試験において知的財 産権法を選択した者。 人数が超過した場合、司法 試験における知的財産権法選 択者を優先するので、該当する 条件を申込書に記載すること。 人数が超過した場合、コード 2554へ振り替えることがある ので、振替人に支撑がある 者は、その旨及びその理由を 申込書の余白部分に簡潔に記 載すること。	なし 大阪地方裁判所事務局 総務課庶務第二係 [ダイヤルイン]	10月5日(月) 午前9時20分 大阪地方裁判所審議 局総務課庶務第二係 (仮庁舎1階)	無	
裁判所	2555	地裁知的財産 訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第22民事部	10月19日(月)～ 10月30日(金) (2週間)	8	知的財産権訴訟における当事者の 充実促進や判断の正確性担保のため の訴訟運営上の工夫、裁判所及び当事者の訴訟活動の在り方について理解を深め、併せて表現能力 の向上を図ることを目的とする。 修習内容は、知財部裁判官及び 裁判所調査官による講義、大阪高 裁第8民事部(知財集中部)裁判官 による講義、サイダー起業・講 評、法廷傍聴、記録検討等。	大学・大学院において知財 関係講義の単位を取得した者 又は司法試験において知的財 産権法を選択した者。 人数が超過した場合、司法 試験における知的財産権法選 択者を優先するので、該当する 条件を申込書に記載すること。 人数が超過した場合、コード 2554へ振り替えることがある ので、振替人に支撑がある 者は、その旨及びその理由を 申込書の余白部分に簡潔に記 載すること。	なし 大阪地方裁判所事務局 総務課庶務第二係 [ダイヤルイン]	10月19日(月) 午前9時20分 大阪地方裁判所審議 局総務課庶務第二係 (仮庁舎1階)	無	

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記述先など)	開始日の 集合日時、場所	片道キロメートル を越える参加の 可能性の有無 (参加予定の確定時間 の目安)
知財	2601	知財事務所修 習(東京)	[REDACTED]	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	いわゆる「知財事件」を扱う法 律事務所の日常的な弁護士業務及 び事件処理に接することを主眼と した修習	勤務先が内定している場合 には、事前に申し出ること。	簡単な履歴書		日時：午前9時30分 場所：事務所受付	無
知財	2632	知的財産事務 所修習(大阪)	弁護士法人大 江橋法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱 う法律事務所での日常的な弁護士 業務及び事件処理に接することを 主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職 予定は、当該修習生に受け入れ ない、たれ、受入の内定が断 たれ、上記争事件が発生した ときは、当該修習生を死亡し の上、当該事件は本音対象か ら除外する。受入の内定等 に、修習生の就職予定事務所 等が未定で、その後に決定し た勤務先と競争中のときも同 様とし、当該修習生を受け入れ の上、当該事件は本音対象か ら除外する。 2法律事務所において知財 権保護権を受講し、単位を取得 した者又は司法試験において 知的財産法を選択した者	知的財産権保護権の 履修証明書	大阪市北区中之島2-3- 18 中之島フェスティバル タワー2階 担当：平賀恵輔弁護士 TEL：06-6288-1406	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	無

コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	基準条件	提出書類	その他の(修習等の担当者など)	開始日の集合日時、場所	実施キヤメートル登録登録の有無(修習等の担当時間の記入)
知財	2603 知的財産事務所修習(大阪)	小松法律特許事務所	10月5日(月)～10月15日(金)(2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	当事務所が、修習生の就業予定事務所・企業と併合中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就業予定事務所等が未定で、その後に決定した就業先と併合中のときも、同様とする。 2法律大学院において知財国際問題を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産法を選択した者	知的財産国際問題の履修証明書	大阪市北区中之島2-2-3 大阪中之島ビル6階 担当: 小松陽一弁護士 TEL: 06-6221-3355	日時: 10月5日午前10時 場所: 事務所受付	経
知財	2604 知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	10月12日(月)～10月23日(金)(2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	当事務所が、修習生の就業予定事務所・企業と併合中のときは、当該修習生を受入れのうえ、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就業予定事務所等が未定で、その後に決定した就業先と併合中のときも、同様とする。 2法律大学院において知財国際問題を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産法を選択した者	知的財産国際問題の履修証明書 2回履修	大阪市中央区北浜3-5-23 小寺プラザ12階 担当: 上田洋平弁護士 TEL: 06-6281-3210	日時: 10月12日午前10時 場所: 事務所受付	有 (プログラム実施の監査)

コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	基準条件	提出書類	その他の(修習等の担当者など)	開始日の集合日時、場所	実施キヤメートル登録登録の有無(修習等の担当時間の記入)
知財	2605 知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人阪山法律事務所	10月28日(月)～11月6日(金)(2週間)	1	いわゆる「海外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法商法・中国法研修)	当事務所が、修習生の就業予定事務所・企業と併合中のときは、当該修習生を受け入れない。又は、受入れ内容について、上記修習事件が発生した場合は、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2本院又は中国画を読むのが苦にならない程度の語学力があること。	知的財産国際問題の履修証明書	大阪市中央区北浜3-5-18 日土地ビル6階 担当: 那川義人弁護士 TEL: 06-6202-3355	日時: 10月28日午前10時 場所: 事務所受付	経
涉外	2606 海外事務所修習(大阪)	弁護士法人大江法律事務所	10月6日(月)～10月16日(金)(2週間)	1	いわゆる「海外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法商法・中国法研修)	当事務所が、修習生の就業予定事務所・企業と併合中のときは、当該修習生を受け入れない。又は、受入れ内容について、上記修習事件が発生した場合は、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2本院又は中国画を読むのが苦にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階 担当: 平野義和弁護士 TEL: 06-6208-1406	日時: 10月6日午前10時 場所: 事務所受付	経

コード	プログラム名	場所	期間	受講人数	修習内容	審査条件	提出書類	その他の(内容等の記述など)	開設日の集合日時、場所	片道往キロメートルを算える場合の考慮点の有無(該当する場合は実施時間の記述)
歩外	2627 沿外事務所修習(大阪)	岡田泰夫総合法律事務所	10月6日(月)~10月16日(金)(10連休)	2	いわゆる「歩外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関する事を主とした修習(実地法実習)	1)事務所は、修習生の就職予定事務所・企業と候補中のときは、自修修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と候補中のときも、同様とする。 2)英語の読み力があること。	実地を読むに苦にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-2-1 淀川15番地7階 担当:岡田泰夫弁護士 TEL: 06-6374-5357	日時: 10月6日午前10時 場所: 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
歩外	2628 沿外事務所修習(大阪)	弁護士出人オフィス	10月6日(月)~10月16日(金)(10連休)	2	いわゆる「歩外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関する事を主とした修習(実地法実習)	1)事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と候補中のときは、自修修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と候補中のときも、同様とする。 2)英語で日常会話ができる程度の語学力があること。	なし	大阪市中央区南船橋1-15-10 大阪八木ビル6階 担当:室 真介弁護士 TEL: 06-6254-1970	日時: 10月6日午前10時 場所: 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

A-19

コード	プログラム名	場所	期間	受講人数	修習内容	審査条件	提出書類	その他の(内容等の記述など)	開設日の集合日時、場所	片道往キロメートルを算える場合の考慮点の有無(該当する場合は実施時間の記述)
歩外	2629 沿外事務所修習(大阪)	法円坂法律事務所	10月5日(月)~10月16日(金)(10連休)	1	いわゆる「歩外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関する事を主とした修習(実地法実習)	1)事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と候補中のときは、自修修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と候補中のときも、同様とする。 2)中高堅で日常会話ができる程度の語学力があること。	なし	大阪市中央区島人通2-1-50 名町八木ビル9階 担当:中島宏治弁護士 TEL: 06-6944-1271	日時: 10月6日午前10時 場所: 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
歩外	2630 沿外事務所修習(大阪)	弁護士法人朝日総合法律事務所	10月6日(月)~10月16日(金)(10連休)	2	いわゆる「歩外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関する事を主とした修習(実地法実習)	1)事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と候補中のときは、自修修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と候補中のときも、同様とする。 2)英語1級程度、TOEFL(187)85点以上又はTOEIC730点以上の語学力を有することを証明する書類	実地環境認定状 TOEFL(187)85点以上 又はTOEIC730点以上の語学力を有することを証明する書類	大阪市中央区南船橋4-3-11 大阪豊田ビル 担当:牧田裕人弁護士 TEL: 06-4251-7355	日時: 10月6日午前10時 場所: 事務所受付	有

コード	プログラム名	場所	期間	基準人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(応募者の属性など)	開始日の 集合日時、場所	片道往きロードートル を運営する会社の 運営会員登録 (運営会員の運営時間 の選択)
紹外	2611 涉外事務所修習(大阪)	岡田泰史総合法律事務所	10月19日(月)～ 10月20日(火) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に従事することを主とした修習(英米法系)	当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と併せ中のときは、自ら修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と併せ中のときは、両様とする。 英語の読解力があること。	英語を話すのに苦にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-5-1 淀川8番館7階 担当：岡田泰史弁護士 TEL：06-6374-6357	日時： 10月19日午前10時 場所： 事務所受付	有(プログラム実施の直前)
紹外	2612 涉外事務所修習(大阪)	北浜法律事務所・外田治共 内事業	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に従事することを主とした修習(英米法系)	当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と併せ中のときは、自ら修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と併せ中のときは、両様とする。 TOEFL (IBT) 65点以上又は TOEIC780点以上の語学力を有すること。	TOEFL (IBT) 65点以上又は TOEIC780点以上の語学力を有することを証明する書類	大阪市中央区北浜1-84 16 大阪駅東改修引ビル 担当：北野英史弁護士 TEL：06-6202-1088	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	有(プログラム実施の直前)

A-21

コード	プログラム名	場所	期間	基準人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(応募者の属性など)	開始日の 集合日時、場所	片道往きロードートル を運営する会社の 運営会員登録 (運営会員の運営時間 の選択)
紹外	2613 涉外事務所修習(大阪)	大阪国際総合法律事務所	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に従事することを主とした修習(英米法系)	当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と併せ中のときは、自ら修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と併せ中のときは、両様とする。 英語、涉外事件に興味があること。	なし	大阪市西区柳本町1-6-10 本町四井ビル6階 担当：松岡伸晃弁護士 TEL：06-6446-1123	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	有(プログラム実施の直前)
紹外	2614 涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人新笠原法律事務所	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に従事することを主とした修習(英米法系)	当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と併せ中のときは、自ら修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と併せ中のときは、両様とする。 2次検定1級程度。 TOEFL (IBT) 65点以上又は TOEIC780点以上の語学力を有すること。	英語検定証明書。 TOEFL (IBT) 65点以上又は TOEIC780点以上の語学力を有することを証明する書類	大阪市中央区南船場4-9-11 大阪豊田ビル 担当：村上 拓介弁護士 TEL：06-6261-7288	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	無

コード	プログラム名	場所	指図	募集人數	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の取扱いなど)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを越える常勤の可能性の有無(就職予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	2615	大规模事務所修習	10月6日(月)～10月16日(金)(2週間)	2	いわゆる「大规模事務所」における日常的な弁護士業務の実務、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定先が当社の相手方になっていないこと。	履歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時：午前10時 場所：[REDACTED]	無
大規模・企業法務	2616	大规模本務所修習	10月19日(月)～10月23日(金)(1週間)	3	いわゆる「大规模事務所」における日常的な弁護士業務の実務、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定(内定)先が当事務所と係争中の関係にないこと。	履歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時：午前10時 場所：[REDACTED]	無

A-23

コード	プログラム名	場所	指図	募集人數	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の取扱いなど)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを越える常勤の可能性の有無(就職予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	2617	大规模事務所修習	10月13日(火)～10月26日(金)(1週間)	2	いわゆる「大规模事務所」における日常的な弁護士業務の実務、業務内容に接することを主眼とした修習	内定先又は就職活動中の先が事前に申し出ること。	履歴書(内定先・就職活動中の先があれば明記)・応募理由書		日時：午前9時 場所：事務所受付	無
大規模・企業法務	2618	大规模事務所修習	10月12日(月)～10月23日(金)(2週間)	2	いわゆる「大规模事務所」における日常的な弁護士業務の実務、業務内容に接することを主眼とした修習	内定先が内定している場合には、事前に申し出ること。	履歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時・場所：遅って返信	無

	コード	プログラム名	場所	期間	講義人数	修習内容	募集条件	講習題	その他(内容等の既受光など)	開始日の 集合日時、場所	片道5キロメートル を超過する場合の 可否既の有無 (受講料の算定時間 の有無)
大規模・企画法務	2619	企業法務修習	[REDACTED]	10月19日(月)～ 10月20日(金) (2連休)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを中心とした修習	内定先があれば申し出ること。	履歴書		日時：午前10時 場所：事務所受付(6階)	是
大規模・企画法務	2620	企業法務修習	[REDACTED]	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1連休)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを中心とした修習	(1)就業予定期(法律事務所の場合は社員登用者を含む)と当該事務所又はその依頼者との間に協力契約がないこと (イ)TOEIC200点以上又はそれに相当する英語力があること	英語力を証明する書類。履歴書(就業予定期が決まっている場合は明記のこと)		日時：午前10時 場所：事務所受付	是

	コード	プログラム名	場所	期間	講義人数	修習内容	募集条件	講習題	その他(内容等の既受光など)	開始日の 集合日時、場所	片道5キロメートル を超過する場合の 可否既の有無 (受講料の算定時間 の有無)
法テラス	2621	法テラス中規模型 事務所修習	法テラス茨城 法律事務所	10月29日(月)～ 11月6日(金) (2連休)	1	■著者執筆士の法律事務 ■常勤社員法律事務 ■民事事件取扱業務 ■商事事件取扱業務 ■民事事件取扱業務 ■司法書士業務 ■その他 【事務所の特色】 扶助請求事件専門。関係機関からの依頼を受けた司法ソーシャルワーカーも広く行っている。 ※実施可能なプログラムは、黒塗り チェックボックス(■)を参照	なし	1)テラス実績を考慮した理由 2)何で何を学びたいか 3)以上をA4判2～3枚程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法実習センター 常勤弁護士総合会議 電話：[REDACTED] 【受入決定以降の連絡先】 担当者：[REDACTED] 電話：[REDACTED]	10月25日(月)9時 場所：法テラス茨城 法律事務所	有 (プログラム実施の 回数)
法テラス	2622	法テラス中規模型 事務所修習	法テラス静岡 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1連休)	B段 A段 同じで 1人	■著者執筆士の法律事務 ■常勤社員法律事務 ■民事事件取扱業務 ■商事事件取扱業務 ■民事事件取扱業務 ■司法書士業務 ■その他 ※実施可能なプログラムは、黒塗り チェックボックス(■)を参照	なし	1)自己紹介 2)応募理由 3)法テラス静岡法律事務所で何を学びたいか 4)以上をA4判2～3枚程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法実習センター 常勤弁護士総合会議 電話：[REDACTED] 【受入決定以降の連絡先】 法テラス静岡法律事務所 1-1-1 札の辻ビル6階 担当者：弁護士 [REDACTED] 電話：0503323-5604	10月5日(月) 午前9時30分 場所：法テラス静岡 法律事務所 (静岡市葵区葵原町 1-1-1 札の辻ビル6階)	是

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内審等の歴史など)	開始日の集合日時、場所	片道料金ロードマートを備える施設の可能度の有無(複数予定の場合は他の回路の費用)
法テラス	2623 法テラス 中核型 事務所運営	法テラス福岡 (北半日8時) 法テラス北九州 (後半4時)	10月5日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	2	■ 諸君弁護士の法律事務 ■ 裁判提出状作成 ■ 裁判状の仮執行状作成 ■ 国会議事録作成 ■ 地元行政会議実務 ■ 司法連絡窓口業務 ■ その他の個別課題実績	なし	①法テラス福岡・北九州を右回りした理由 ②研修で力を学びたいか 以上の方についてA6 用紙程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の返信 先】 日本司法実務センター 當勤弁護士会合企画部 電話：[REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス福岡法律事務所 担当者：弁護士 [REDACTED] 電話：[REDACTED]	10月8日(月) 午前9時30分	後日：法テラス福岡 法律事務センター会合企画部 電話：[REDACTED] ※受入決定後、必ず 法テラス福岡法律事務所 に連絡を入れ、 決定期限を自身で確認してください。
法テラス	2624 法テラス 小規模型 事務所運営	法テラス福岡 法律事務所	10月12日(月)～ 10月19日(金) (1週間)	1	■ 諸君弁護士の法律事務 ■ 裁判提出状作成 ■ 裁判状の仮執行状作成 ■ 國会議事録作成 ■ 司法連絡窓口業務 ■ その他の 【事務所の特色】 法テラス福岡(地政取扱支店センター、自立相談支援窓口等)との連携を中心とした司法研修を行っている。 ■ 対応可能なプログラムは、是非 リチェックボックス(■)を参照	なし	①自己紹介 ②法テラス採用を希望する理由 以上をA4用紙程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法実務センター 當勤弁護士会合企画部 電話：[REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス福岡法律事務所 担当者：弁護士 [REDACTED] 電話：[REDACTED]	10月12日(月) 午前8時30分	後日：法テラス福岡 法律事務センター会合企画部 電話：[REDACTED] ※最初の集合時間、 場所は、受入決定後、 法テラス福岡法律事務所に連絡を入れて確認してください。

A-27

コード	プログラム名	場所	期間	審査人数	修習内容	審査条件	提出書類	その他(扶助等の既往方など)	開始日の集合日時、場所	片道料金+モータートラベル代を支払う場合の可能となる有効期限(扶助料金の返還期限の算定)
法テラス	2625 法テラス 小規模型事務所修習	法テラス校舎	10月5日(月)～10月8日(金) (1週間)	：	■専門弁護士の法律事務所 □指導員登録簿 ■民事事件取扱業務 □交通事故事件取扱業務 □民事賃貸客や文書業務 □司法登記対応業務 □その他の ■実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	本表欄内(行政、法テラス校舎での修習を希望するか)を △印記以外で提出すること	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 名古屋オフィス合全販 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡先】 法テラス校舎法律事務所 担当者:弁護士 [REDACTED] 電話: 263383-6463	受入決定期間の初日 午前9時30分	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス	2626 法テラス 小規模型事務所修習	以下のようにすれ かし運営	(1) 10月5日(月)～ 10月9日(金) (2) 10月12日(月)～ 10月16日(金)	：	■専門弁護士の法律事務所 □指導員登録簿 ■民事事件取扱業務 □交通事故事件取扱業務 □民事賃貸客や文書業務 □司法登記対応業務 □その他の ■実施可能なプログラムは、黒塗り 【事務所の特色】 当該事務所では民事、民法、債務整理、家庭など様々な事件に取り扱っておりましたが、特にDV等の対応実績高件や不況見直しを取り扱うことが特徴されています。	なし	■自己紹介 2法テラス校舎を考 慮する理由 以上2点を△印記の 順序に記載の上、ご 提出ください。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 名古屋オフィス合全販 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス校舎法律事務所 担当者:弁護士 [REDACTED] 電話: [REDACTED]	日時:受入決定期間 の初日 午前9時30分	無

コード	プログラム名	看護	看護	高齢 人数	修習内容	募集条件	概要	その他の必要な 集合会場など)	開始日の 集合日時、場所	片道往来自由ポート を運営する会員の 可聴性の充実 (集会予定の変更実績 の記述)
法テラス	2627 法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス森友 法律事務所	(1) 10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	■	■■■■■士の法律事務 ■■■■■供託業者 ■■■■■扶助業者 ■■■■■認定業者 ■■■■■税理士事務所 ■■■■■司法書士事務所 ■■■■■税理士(税理士後見業務、関係機 関との連絡)	■■■■■は特にあります が、時間外とされる時間に来 客が入ることも多いです。時 間外は注意を加ますが、可聴 な限り参加いただける方が區 ましいです。 また、長時間の取扱いをす ることも多いため、その点ご 考慮いたされている方が望ま しいです。	法テラス森友を含 めた理由 2会場で開催をしたいた いか 以上をA4枚程度 にまとめて提出して ください。 参考に関する範囲をさ らに詳しく説明してく ださい。 次その他、法テラス のスタッフ弁護士の 空きについて、何か 知っていることがある れば教えて下さい。 担当者：弁護士 ■■■■■ 電話：■■■■■	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■	受け入れ決定期間の 初日 午後10時 場所：法テラス森友 法律事務所(予定)	無
法テラス	2628 法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス桂實 法律事務所	(1) 10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	■	■■■■■士の法律事務 ■■■■■供託業者 ■■■■■扶助業者 ■■■■■認定業者 ■■■■■税理士事務所 ■■■■■司法書士事務所 ■■■■■税理士(税理士後見業務、上級 の会)	なし	本講義はA4判以 内に記載し提出す ること。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■	開始日の集合日時： 受け入れ決定期間の 初日 午後9時30分	有 (不明)
法テラス	2629 法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス桂實 法律事務所	(1) 10月6日(月)～ 10月9日(金) (2) 10月12日(月)～ 10月16日(金) (3) 10月19日(月)～ 10月23日(金) (4) 10月26日(月)～ 10月30日(金) 以上のうち いずれか選択	1	■■■■■士の法律事務 ■■■■■供託業者 ■■■■■扶助業者 ■■■■■認定業者 ■■■■■税理士事務所 ■■■■■司法書士事務所 ■■■■■税理士(税理士後見業務、上級 の会) 【事務所の特色】 様々な事件を取り扱っています。 また、財法ソーシャルワーカーにも 力を入れています。 ※希望する期間を応募書類に記 載してください。	■■■■■可能なプログラムは、黒板 リザーブドボックス(用)を参照	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■	【受入決定前の連絡 先】 法テラス桂實 法律事務所(桂實県 大都市税理士会1-1- 92 大阪梅田中央1丁目 ビル5階) 電 話：0503381-0085	開始日の集合日時： 桂實所：法テラス桂實 法律事務所(桂實県 大都市税理士会1-1- 92 大阪梅田中央1丁目 ビル5階)	無

A-29

コード	プログラム名	場所	期間	受講人数	修習内容	募集条件	掲示用紙	その他(内閣等の趣旨など)	開始日の集合日時、場所	片道5キロメートルを越える登録の可否の有無(開催予定の登録時間の直前)
法テラス	3631 法テラス小笠原島事務所修習	法テラス山口法律事務所	10月5日(月)～10月7日(水)(1週間)	1	■新規弁護士の法律事務 ■情報収集業務 ■民事訴訟扶助業務 ■認定弁護等認定業務 ■認定弁護者支援業務 ■司法辯護対策業務 ■その他	なし	受入理由をA4判1枚以内で提出すること	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 新規弁護士総合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以後の連絡先】 法テラス山口法律事務所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0853353-0221 未受入決定後、必ず法 テラス山口法律事務所 に連絡を入れ、決定用 印を自分で辦理してく ださい。	10月6午後1時 集合場所: 法テラス 山口法律事務所(山口市大字町3-12山 口県日吉台第5階)	有(プログラム実施の直前)
法テラス	2632 法テラス小笠原島事務所修習	法テラス島根法律事務所	10月6日(月)～10月9日(木)(1週間)	1	■新規弁護士の法律事務 ■情報収集業務 ■民事訴訟扶助業務 ■認定弁護等認定業務 ■認定弁護者支援業務 ■司法辯護対策業務 ■その他	なし	受入理由を記した自 己紹介(式見由、 履歴書等)	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 新規弁護士総合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以後の連絡 先】 法テラス島根法律事務 所 担当者:弁護士 ■■■■■ 弁護士 ■■■■■ 電話: 0503355-5498	10月6日(月) 午前9時30分 場所: 島根県松江市南田町 63 2階 法テラス島根法律事 務所	無

コード	プログラム名	場所	期間	受講人数	修習内容	募集条件	掲示用紙	その他(内閣等の趣旨など)	開始日の集合日時、場所	片道5キロメートルを越える登録の可否の有無(開催予定の登録時間の直前)
法テラス	2633 法テラス小笠原島事務所修習	法テラス沖縄	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	2	■新規可能なプログラムは、異地 リチェックボックス(■)を参照	なし	受入理由をA4判1枚以内に記載して提出	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 新規弁護士総合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以後の連絡 先】 法テラス沖縄法律事務 所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: ■■■■■	10月6日(月) 09時30分 場所: 法テラス沖縄 法律事務所	無
法テラス	2634 法テラス小笠原島事務所修習	法テラス秋田法律事務所	10月14日(水)～10月20日(火)(1週間)	1	■新規弁護士の法律事務 ■情報収集業務 ■民事訴訟扶助業務 ■認定弁護等認定業務 ■認定弁護者支援業務 ■司法辯護対策業務 ■その他 ■新規の特色】 一般民事の他、裁判員裁判を含む 刑事事件を取り扱っています。 ■新規可能なプログラムは、異地 リチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2法テラス秋田法律 事務所を希望した理由・研修での印象 にまとめて提出してください。 以上をA4判1枚程度 にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 新規弁護士総合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以後の連絡 先】 法テラス秋田法律事務 所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0503351-5549	10月14日(水) 午前9時30分 場所: 法テラス秋田 法律事務所(住所: 秋田県秋田市中央5 -1-61 北都ビル ディング5階)	有 (プログラム開始時 期である10月14日 現)

コード	プログラム名	場所	期日	募集人数	修習内容	募集条件	掲書類	その他(内閣官の属性など)	開催日の集合日時、場所	片道料金メートルを越える範囲の受講料金額(参加料金を算定料金の割合)
法テラス	2635 法テラス 小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	10月6日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 ■情報収集業務 ■民事事件取扱業務 ■訴訟準備等知識業務 □起訴状等文書業務 □司法調査対策業務 □その他 【事務所の特色】 ・被験者との連携 ・別所所長以下 ※実施可能なプログラムは、島崎リチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記したうり 自己紹介(書式自由、 履歴書可)	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士結合企画課 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡先】 法テラス青森法律事務所 担当者: 弁護士 [REDACTED] 電話: 0503599-5554	10月5日(月) 午前9時00分 集合場所: 法テラス 青森法律事務所(青 森市長島1-3-1 日 本通十字社青森県支 部ビル2階)	有
法テラス	2636 法テラス 小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	10月6日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 ■情報収集業務 ■民事事件取扱業務 ■訴訟準備等知識業務 □起訴状等文書業務 □司法調査対策業務 □その他 【事務所の特色】 一般民事事件、原审事件、債務回 収事件、刑事事件等を扱っています。 司法ソーシャルワークにも力を 入れています。 ※実施可能なプログラムは、島崎 リチェックボックス(■)を参照	なし	1法テラス函館法律事 務所を希望した理 由 2研修で何を学びた いか 以上を△4列程度 にまとめて提出して ください。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士結合企画課 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス函館法律事務 所 担当者: 弁護士 [REDACTED] 電話: [REDACTED]	10月5日(月)午前9時 場所: 法テラス函館 法律事務所	有 (プログラム実施の 約1か月前)

A-33

コード	プログラム名	場所	期日	募集人数	修習内容	募集条件	掲書類	その他(内閣官の属性など)	開催日の集合日時、場所	片道料金メートルを越える範囲の受講料金額(参加料金を算定料金の割合)
法テラス	2637 法テラス 小規模型事務所修習	法テラス旭川法律事務所	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 ■情報収集業務 □民事事件取扱業務 ■訴訟準備等知識業務 □起訴状等文書業務 □司法調査対策業務 □その他 【事務所の特色】 北海道の皆様回観を育む地域で す。事件によっては遠隔地に出かけ ることもありますので是非お越し 下さい。 ※実施可能なプログラムは、島崎 リチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を△4列以内 で提出してください。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士結合企画課 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス旭川法律事務 所 担当者: 代表常勤弁護 士 電話: [REDACTED]	集合時間: 9時30分 集合場所: 法テラス 旭川法律事務所 ※受入決定後、日程 確認のため上記事務 所までご連絡ください。	有 (プログラム実施の 直前)
法テラス	2638 法テラス 小規模型事務所修習	法テラス函館	10月6日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 ■情報収集業務 ■民事事件取扱業務 ■訴訟準備等知識業務 □起訴状等文書業務 □司法調査対策業務 □その他 【事務所の特色】 ・司法ソーシャルワーク活動・闇 保護団との連携が活発である。 ・弁護士会員の会員構成が広い ※実施可能なプログラムは、島崎 リチェックボックス(■)を参照	なし	「法テラス函館での 修習で学びたいこ と、修習に期待する こと」と題して△4列 (約1200字程度)で文 書を提出すること。	【受入決定前の連絡 先・両方OK】 日本司法支援センター 常勤弁護士結合企画課 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス函館法律事務 所 担当者: 弁護士 [REDACTED] 弁護士 [REDACTED] 電話: [REDACTED]	受入初日朝日 9時 30分 場所: 法テラス函館 法律事務所 (函館市大町1-1-1近 真盛ビル1F)	有 (プログラム実施時 間の1か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記載など)	開始日の集合日時、場所	片道往復メートルを超過する場合は、有料の有無(宿泊料金の算定時期の明記)
法テラス	3439 法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	10月12日(月)～15月23日(金) (3週間)	1	■當局弁護士の法律事務 □司法鑑定業務 □民事訴訟業務 □行政弁理等調査業務 □監視官等文書業務 □司法鑑定対策業務 ■その他(関係機関との連携) 【本施設の特色】 元検事職、豪華事件、債務整理を中心とする本格型法テラス 実実地可能なプログラムは、最後 リチェックボックス(■)を参照	なし	法務担当者をA4判1枚 以内で提出すること。	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 法務弁護士総合企画課 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス香川法律事務所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0563883-5573	10月12日(月)9時 場所: 法テラス香川 法律事務所(香川県 高松市南町2-3-11 高松丸山ビル3階)	有 (プログラム実施時期の記載)
法テラス	2540 法テラス小規模型事務所修習	法テラス徳島 法テラス徳島 法律事務所	10月12日(月)～ 10月19日(金) (1週間)	1～3	■当局弁護士の法律事務 □司法鑑定業務 □民事訴訟業務 □行政弁理等調査業務 □監視官等文書業務 □司法鑑定対策業務 ■その他 【本施設の特色】 小規模事務所で様々な業務を修習していただけるかと思います。 実実地可能なプログラムは、最後 リチェックボックス(■)を参照	法テラス徳島に興味・関心を持った方修習生	法務担当者をA4判1枚 以内で提出すること。	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 法務弁護士総合企画課 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス徳島法律事務所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0503353-5574	受入決定期間の初日 午前10時00分 集合場所: 法テラス 徳島(徳島市元町1丁 10番地 アミコピ 1F)	無

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記載など)	開始日の集合日時、場所	片道往復メートルを超過する場合は、有料の有無(宿泊料金の算定時期の明記)
法テラス	2541 法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知 法律事務所	10月19日(月)～ 10月29日(金) (1週間)	1	■当局弁護士の法律事務 □司法鑑定業務 □民事訴訟業務 □行政弁理等調査業務 □監視官等文書業務 □司法鑑定対策業務 ■その他 【本施設の特色】 開業機関との連携により受任する 民事・債務整理等が比較的多く、 また民事事件も常に受任している です。 実実地可能なプログラムは、最後 リチェックボックス(■)を参照	なし	実実地可能なプログラムが 巡回内省及び巡回審 を提出して下さい。送 渡書式は自由です。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 法務弁護士総合企画課 電話: ■■■■■ 【受入決定以降】 法テラス高知法律事務所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0553353-5576	10月19日(月)10時 場所: 法テラス高知 法律事務所(高知市 本町4丁目1-37ノ 内ビル3F)	無
法テラス	2542 法テラス親父法律事務所修習	法テラス親父 法律事務所 希望する場合、別高弁親二の記載先(法 律事務所・他の法 テラス事務 所・会員登 録事務所等)	10月5日(月)～ 11月13日(金)	1	■当局弁護士の法律事務 □司法鑑定業務 □民事訴訟業務 □行政弁理等調査業務 □監視官等文書業務 □司法鑑定対策業務 ■その他 【本施設の特色】 管内人口15万人口、管内弁護士数 50名、うち2名が法テラス親父事務所 です。72県全国プログラムでは、 債務履行・懲役などのほか、弁護 士同窓のものと法律相談と一緒に 行って顶きました。 実実地可能なプログラムは、最後 リチェックボックス(■)を参照	河内連雲支所に勤むのある方	自己紹介と参考プロ グラムに賛同することを含む自己アーネ ル書面(様式自由)	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 法務弁護士総合企画課 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス親父法律事務 所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0503352-0563	修習開始日の午前9 時(問合せ相談) 〒555-3041 埼玉県深谷市新堀町 1-1ナシファーリア 2階 法テラス親父法律事 務所	有 (不明)

コード	プログラム名	場所	期間	講師人数	修習内容	募集条件	趣旨書類	その他(実習等の担当者など)	開始日の 集合日時、場所	片道車チケット料金の 支拂ふ料金の 算出方法(実習の 期間の算出)
法テラス	2643 法テラス 巡回地型 事務所修習	法テラス牛久	10月6日(月)～ 10月30日(金) 毎土日祝日除く 2週間	1	■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事訴訟扶助業務 □巡回弁護等巡回業務 □巡回被害者支援業務 □司法調査扶助業務 □その他 【事務所の特色】 併設調査室、離婚事件、刑事事件を主に扱っています。 実施可能なプログラムは、黒板 リチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した日 記帳(形式自由、 複数枚可)	【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士紹介企画部 電話: [REDACTED] 【受入決定以降】 法テラス牛久 担当者: 弁護士 [REDACTED] 電話: 0503383-0511	受入決定期間の初日 午前9時00分 集合場所: 法テラス 牛久(茨城県牛久市 中央5-20-11牛久 駅ビル4階)	午前9時00分 集合場所: 法テラス 牛久(茨城県牛久市 中央5-20-11牛久 駅ビル4階)
法テラス	2644 法テラス 巡回地型 事務所修習	法テラス下田 法律事務所	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事訴訟扶助業務 □巡回弁護等巡回業務 □巡回被害者支援業務 □司法調査扶助業務 □その他 【事務所の特色】 弁護士さんの環境にある事務所で す。成年後見事件を含む様々な事 案を常時抱えています。刑事事件 はそれほど多くありません。 実施可能なプログラムは、黒板 リチェックボックス(■)を参照	なし	研修で何を学びたい かを含むA4程度 以内1枚程度	【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士紹介企画部 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス下田法律事務 所 担当者: 弁護士 [REDACTED] 電話: 0503383-0024	10月6日(月)10時 集合場所: 法テラス下田 法律事務所受付	10時 集合場所: 法テラス下田 法律事務所受付

A-37

コード	プログラム名	場所	期間	講師人数	修習内容	募集条件	趣旨書類	その他(実習等の 担当者など)	開始日の 集合日時、場所	片道車チケット料金の 支拂ふ料金の 算出方法(実習の 期間の算出)
法テラス	2645 法テラス 巡回地型 事務所修習	法テラス佐藤	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事訴訟扶助業務 □巡回弁護等巡回業務 □巡回被害者支援業務 □司法調査扶助業務 □その他 【事務所の特色】 巡回地域であるため有償事件も多 く受任しています。 また、復讐疑惑、管財義務疑惑の就 刑問題事件も多くあります。 実施可能なプログラムは、黒板 リチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4程度 以内で提出すること	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士紹介企画部 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス佐藤法律事務 所 担当者: 所属弁護士 電話: 0503383-5423	10月6日(月)9時 集合場所: 法テラス佐藤 法律事務所 (佐賀市町原田本町 194番地)	9時 集合場所: 法テラス佐藤 法律事務所 (佐賀市町原田本町 194番地)
法テラス	2646 法テラス 巡回地型 事務所修習	法テラス可児 法律事務所	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事訴訟扶助業務 □巡回弁護等巡回業務 □巡回被害者支援業務 □司法調査扶助業務 □その他 実施可能なプログラムは、黒板 リチェックボックス(■)を参照	なし	希望理由 研修で何を学びた いか 以上をA4程度 以内で提出して ください。	【受入決定前の連絡 先】 日本司法支援センター 常勤弁護士紹介企画部 電話: [REDACTED] 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス可児法律事務 所 担当者: 弁護士 [REDACTED] 電話: 0503383-0005	10月6日(月)9時半 集合場所: 法テラス可児	9時半 (プログラム実施の 直前)

コード	プログラム名	場所	期間	高齢人数	参考内容	募集条件	提出書類	その後の内容等の取扱いなど)	開始日の集合日時、場所	片道OKキロメートルを超過する場合の 料金の算定 標準料金の適用時間 の算定)	
法テラス	2647 法テラス 通報地区 事務所修習	法テラス本体	10月12日(月)～ 13月15日(木) (1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 □法律扶助業務 □民事法律扶助業務 □認定少年保護等認定業務 □認定障害者支援業務 ■司法出張扶助業務 □その他の 【事務所の特色】 ○専門外弁護士候補名 ○女性見習も含め家庭事件が多い。 ○福祉施設との連携に重視中。 実施可能なプログラムは、異地リュックボックス(図)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由)	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士候補企画課 電話: [REDACTED] 【受入決定後の連絡先】 法テラス糸井洋法律事務所 担当者:弁護士 [REDACTED] 電話: 0533333-5030	受入決定期間の初日 午前8時半	集合場所: 法テラス 糸井洋法律事務所 TEL: 053-12-1818 開会式室(ビル5階)	有 (プログラム実施の 立候)
法テラス	2648 法テラス 通報地区 事務所修習	法テラス糸井吉 法律事務所	以下のうち、いずれか1週間 (1) 10月5日(月)～ 10月9日(金) (2) 10月12日(月)～ 10月16日(金) (3) 10月19日(月)～ 10月23日(金) 東京近郊の期間を事務所欄に記載してください。	1	■常勤弁護士の法律事務 □法律扶助業務 □民事法律扶助業務 □認定少年保護等認定業務 □認定障害者支援業務 ■司法出張扶助業務 □その他の 【事務所の特色】 民事法律扶助及び認定少年保護を中心としつつ、法テラスの法律型の事務所として多様な事件を取り扱っています。 実施可能なプログラムは、異地リュックボックス(図)を参照	なし	応募理由を人物欄以内で提出すること	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士候補企画課 電話: [REDACTED] 【受入決定後の連絡先】 法テラス糸井吉法律事務所 担当者:弁護士 [REDACTED] 電話: 0503332-5476 既往歴入力方法、必ず法テラス糸井吉法律事務所に登録を入れ、決定期間を自分で設定してください	受入決定期間の初日 午前10時	集合場所: 法テラス 糸井吉法律事務所(糸井 吉市川山572 ナンク・ビニスピル 202号室)	無

A-33

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	審査基準	その他の(内情等の重要な点など)	開始日の 最終日時、場所	方針(専門知識・ 実務経験の習得の ための予定の実施時期 の旨記)
法テラス	2651 法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス対馬 法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	■過疎地弁護士の法律事務 □情報収集面 □民事法律扶助面 □交通事故扶助面 □医療扶助等因縁面 □犯罪被害者支援面 ■司法扶助政策面 ■その他の(民事・民事・家庭事 件の全てに対応。島内出張相談、 医療機関訪問等、原則として、修 習生は但当弁護士の全ての業務に 同行します。) 【事務所の特色】 弁護士1名、事務局2名の多忙な事 務所。他處の無い有意義な経験に なると思います。 ※実施可能なプログラムは、黒枠 リチェックボックス(■)を参照	過疎地での弁護士活動に興味を もち、自ら積極的に学ぼうと する意欲があること。	面接面接・A4 1~2枚程度 (自己紹介、25プロ グラムに応じた 理由、5プログラム で学びたいこと等)	【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士組合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス対馬法律事務所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電 話: 0503583-0517	10月5日(月)9時10分 場所: 法テラス対馬 法律事務所 (長崎県対馬市厳原 町中村606-3奥辻た ビル3階)	一覧
法テラス	2652 法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス平戸 法律事務所	10月12日(月)～ 10月19日(金) (1週間)	1	■過疎地弁護士の法律事務 □情報収集面 □民事法律扶助面 □交通事故扶助面 □医療扶助等因縁面 □犯罪被害者支援面 ■司法扶助政策面 ■その他の 【事務所の特色】 「離島で行ける日本最西端」があ る平戸市内の事務所です。県内では は、比較的簡易事件も多く扱って います。 ※実施可能なプログラムは、黒枠 リチェックボックス(■)を参照	特になし	自己紹介を記載した 書面を提出してくだ さい(A4で社内を 目安にしてください)。	【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士組合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス平戸法律事務 所 担当者:弁理士 ■■■■■ 電 話: 0503282-0458	10月12日(月)9時30 分 場所: 法テラス平戸 法律事務所	有 (プログラム実施の 宣言)

A-41

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その後(内定等の流れ先など)	開催日の 集合日時、場所	内規認可メートル に記載する事項の 可否等の特徴 (被認可者の認定範囲 の範囲)
法テラス	2655 法テラス 巡回型 事務研修会	法テラス 宮古島	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	■宮古島法務事務所の法律事務所 □情報収集業務 □民事事件の扶助業務 □巡回弁護等援助業務 □巡回法律文書業務 □巡回防犯対策業務 □その他の ■実施可能なプログラムは、属性 リチェックボックス(■)を参照	なし	■自己紹介 2枚提出 3字以内 以上をハンドル状態 にまとめて提出して 下さい。	【受入決定前の連絡 先、問い合わせ先】 日本司法支援センター 担当弁護士連絡会議室 電話：■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス宮古島法律事 務所 担当者：弁護士 ■ 電話：0503333-02C1	10月22日(月)午後 場所：法テラス宮古 島法律事務所 (沖縄県宮古島市平 良田町1125番地宮 古町同居会館)■	有 (プログラム実施の1 か月前)
法テラス	2656 法テラス 巡回型 事務所研修	法テラス宮古	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	■宮古島法務事務所の法律事務所 □情報収集業務 □民事事件の扶助業務 □巡回弁護等援助業務 □巡回法律文書業務 □巡回防犯対策業務 □その他の ■実施可能なプログラムは、属性 リチェックボックス(■)を参照	なし	■自己紹介 2枚法テラス印角で学 びたいこと、 ■A4判の状況にま とめて提出してく ださい(書式自由)。	【受入決定前の連絡 先、問い合わせ先】 日本司法支援センター 担当弁護士連絡会議室 電話：■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス宮古島法律事 務所 担当者：弁護士 ■ 電話：0503333-1416	10月5日(月)午前3時 30分 場所：法テラス宮古 島法律事務所(沖縄県 宮古島市梅木下花崎 50番地 法テラス宮古 島法律事務所2F) ※実施事項等があり ますので、修習の一 度開始前に、事務所 に立ち会ください。	有 (不明)

A-43

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(会員等の融資条件)	開始日の 集合日時、場所	片道5キロメートル を越える場合は 料金の算定 (修習登録料の算定時間 の割合)
法テラス	2527 法テラス 法律実務 事務所修習	法テラス八重 法律事務所	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1-2	■被験弁護士の法律実務 □被験担当弁護士 □民事法務実務 □証明弁護士実務 □起業者等実務 ■司法修業対策業務 ■その他の ■実施可能なプログラムは、異なりチェックボックス(■)を参照	なし	本課程由を記した自己紹介(書式自由、 複数枚可)	【受入決定前の連絡 先、集合日時】 日本司法実務センター 専門弁護士総合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス八重法律事務所 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0533333-6365	10月12日(月)9時 場所: 法テラス八重 法律事務所	有 (プログラム実施の ヶ月～2週間前)
法テラス	2558 法テラス 東京地区 事務所修習	法テラス新宿	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1-2	■被験弁護士の法律実務 □被験担当弁護士 □民事法務実務 □証明弁護士実務 □起業者等実務 ■司法修業対策業務 □その他の 【事務所の特長】 民事・刑事の事件が豊富にあります。 關係協調面にも力を入れています。	なし	本課程由を記した自己紹介(書式自由、 複数枚可)	【受入決定前の連絡 先、集合日時】 日本司法実務センター 専門弁護士総合企画部 電話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡 先】 法テラス新宿 担当者:弁護士 ■■■■■ 電話: 0603303-6579	10月6日(月)9時00分 場所: 法テラス新宿 法律事務所	有 (プログラム実施の ～3ヶ月前)

	コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記述など)	開始日の集合日時、場所	片道来回切符一ヶ月乗車券の発行の有無(開催予定の確定時期の観察)	
法テラス	2659	法テラス 巡回型 事務所修習	法テラス中村	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 □商標権登録 □民事訴訟扶助制度 □巡回型事務所巡回業務 □巡回型法律扶助制度 □司法巡回対策業務 □その他	【本研修の特色】 ■常勤弁護士・刑事事件が比較的多い。 ■実施可能なプログラムは、愚論 リチェックボックス(■)を参照	1法テラス中村に持 っていること。 2法テラスプログラムで 学びたいこと。 を△印1枚以内で選 出すること。	【受入決定前の連絡 先、集合せ先】 日本司法支援センター 巡回弁護士巡回企画課 電話: [REDACTED]	受入期間の初日 午前8時30分 場所: 富山県四万十 市駅前町13番15号 アメニティオフィス ビル1F 電話: 0503383-0487	有 (プログラム実施の 約2～3週間前まで)	
法テラス	2660	法テラス 巡回型 事務所修習	法テラス藤谷 法律事務所 希望する場合は は所属弁護士 の出頭免(裁判所、他の法テ ラス事務所、 巡回型事務所、 出張型事務所)	10月12日(月)～ 10月23日(金) 上記の期間のうち 土曜日を含む 申請者の希望す る巡回した任意 の期間(1週間～ 2週間程度)	1	■常勤弁護士の法律事務 □商標権登録 □民事訴訟扶助制度 □巡回型事務所巡回業務 ■巡回型法律扶助制度 □司法巡回対策業務 □その他	【本研修の特色】 ■巡回型法律扶助事件や、刑事司法扶助 事件、司法ソーシャルワーク事 務(巡回対策カーニーの連携など)を 主に扱っています。	なし	1自己紹介 2新規プログラムで 学びたいこと 3法テラス藤谷を希 望した理由 以上を△印1枚程度 にまとめて提出して ください。	【受入決定前の連絡 先、集合せ先】 日本司法支援センター 巡回弁護士巡回企画課 電話: [REDACTED]	受入期間の初日 午前10時集合 集合場所: 法テラス 巡回型事務所(富 山県富谷市駅前1- 195富谷駅前ビル7 階)	有 (プログラム実施の 直前)

A-45

	コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記述など)	開始日の集合日時、場所	片道来回切符一ヶ月乗車券の発行の有無(開催予定の確定時期の観察)	
法テラス	2661	法テラス 扶助・巡回型 事務所修習	法テラス佐世 保法律事務所	10月12日(月)～ 10月25日(金) (2週間)	1	■常勤弁護士の法律事務 □商標権登録 □民事訴訟扶助制度 □巡回型事務所巡回業務 □巡回型法律扶助制度 □司法巡回対策業務 □その他	【本研修の特色】 ■常勤法務は民事事件・刑事事件を 幅広く扱っているほか、巡回法務 者との連携(出張相談、会議の 出席等)に積極的に取り組んでい ます。	なし	1法テラス佐世保法 律事務所を希望した 理由 2研修で何を学びた いか 以上を△印1枚程度 にまとめて提出して ください。	【受入決定前の連絡 先、集合せ先】 日本司法支援センター 巡回弁護士巡回企画課 電話: [REDACTED]	10月12日(月)9時30 分 場所: 法テラス佐世 保法律事務所	有
公認事務所等	2662	公認事務所等 修習	弁護士法人東 法律事務所 (田 氣仙沼ひ せわり基金法 律事務所)	以下のうち、い ずれか1週間 (1) 10月5日(月)～ 10月9日(金) (2) 10月19日(月)～ 10月23日(金) 希望する期間 を申込書に記載 すること。	1	■公認事務所における業務内容 を見学し、地方における公認事務 所の運営を学習する。 ■震災にかかるNPO法人の取扱 の様子なども見てもらう。	なし(メールにより自己紹 介・希望職種や見たい内容を 伝えてもらい提出する。) ※ 当事務所は、非公認者の 「選択型公認事務所登録プロフ ル申込書(会員登録用)」を所属学会 を通じて受領した後、同公認 者に対しメールを送って上記 自己紹介等を求めるので、着 宜に対応して頂きたい。	弁護士法人東法律事務 所(電話0226-25-7234、 メールアドレス: higashilawp.ooc.na.jp)	集合日時: 開始日の 午前9時 集合場所: 弁護士法 律事務所	有 (プログラム実施の1 か月前)		

コード	プログラム名	場所	期間	受講人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記述など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを越える事務の実施地の範囲(修業予定の実施時間の範囲)
公設事務所等	2653 公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	10月19日(月)～10月23日(金)(1週間)	1	公設事務所における業務内容の見学(扶養相談、出張認定、裁判、調停への対応など)。	なし		釜石ひまわり基金法律事務所(電話0195-21-5344)	10月19日午前10時 釜石ひまわり基金法律事務所(釜石市釜石吉上中町1丁目1-2-3(IECビル3階))	有 (プログラム実施の約1か月前)
公設事務所等	2654 公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、司法実務地における弁護士業務を学習する。	なし (就業理由書(2回次手渡産で作成のこと))		下田ひまわり基金法律事務所(電話 0555-25-3131)	集合日時：10月5日(月)午前9時30分 集合場所：下田ひまわり基金法律事務所	有 (不明)

コード	プログラム名	場所	期間	受講人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の記述など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを越える事務の実施地の範囲(修業予定の実施時間の範囲)
公設事務所等	2655 公設事務所修習	相馬ひまわり基金法律事務所	11月9日(月)～11月13日(金)(1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、事件検査、認定先との連絡のあり方、地域における問題への対応み、公設事務所の運営等を学習する。	公設事務所の運営及び各種制度、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、令和元年台風19号等の被災地の状況や起きている法的問題について、プログラム開始までに可能な限り参考したいうえで本プログラムに臨むことができる者。(プログラム開催は自己にて、参考して顶いた内容を確認します)。	応募理由、致り誠みたいこと、事前に学習しておくことが必要と考える具体的な事項、希望する法律係を記した書面(書式自由)	相馬ひまわり基金法律事務所(電話2244-37-2560)	集合日時：11月9日午後1時30分 集合場所：相馬ひまわり基金法律事務所	有 (プログラム実施の3週間前)
公設事務所等	2656 公設事務所修習	弁護士法人さくら法律事務所(相馬ひまわり基金法律事務所)	10月5日(月)～10月9日(金)17：30(1週間)	1	相馬大島(相馬鳥羽地方裁判所所在地内)にある事務所(相馬ひまわり基金法律事務所)における業務内容(巡回出張、裁判所別日: 法律相談等)に拂わり、司法実務地の現状及びその対策等を学習する。	出張で飛行機を利用する可能性があるため、飛行機での移動を苦手としないこと。	・履歴書 ・就業理由書(書式自由)	・事務所ホームページ www.sakurai-law.com ・「自由と正義」(日本弁護士連合会)2015年1月号 75頁「相馬鳥羽に見る司法アセス評議会の現状と課題」	集合日時：10月5日(月)午後9時 集合場所：事務所	有 (プログラム実施の2か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	参加人数	参習内容	講義条件	提出書類	その他(内容等の記述など)	開始日の 集合日時、場所	外館訪問リポート を提出する場合の 書類提出の規定等の (参考)資料	
										資料	資料
公 證 事 務 所 等	2657 公証事務所修習	弁護士法人空と青 そらうみ法律事務所 佐野高田事務所(旧ひまわり基会事務所)	10月29日(月)～10月30日(金) (1泊2日)	1	群馬県の司法地域(盛岡地方裁判所一覧文書管内)にある事務所(旧ひまわり基会法律事務所)における業務内容(就労日数、法律相談等)に携わり、司法地域の現状及びその対策等を修習する。	なし	・履歴書 ・志望理由書(書式自由)	・事務所ホームページ www.sorozumi-law.com	集合日時：10月26日(月)午前9時30分 場所：事務所	者 (プログラム実施1～2ヶ月前)	

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

III. 自己開拓プログラムの申請要領

自己開拓プログラムの申請方法および留意事項をお知らせします。

1. 自己開拓プログラムの概要及び留意事項について

- (1) 司法修習生は、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等、法曹の活動に密接な関係を有する分野について、自ら修習先を開拓して、選択型実務修習のプログラムを当委員会へ申請することができます。
- (2) 自己開拓プログラムの申請を希望する司法修習生は、修習希望先と調整してプログラムの日程および内容を策定してください。
なお、日程については、原則として、週単位で策定してください。
ただし、修習希望先の事情により、どうしても週単位での策定が難しい（プログラムが週の途中から開始するなど）場合には、1週間のうちでプログラムが実施されない日はホームグラウンド修習としてください。なお、ホームグラウンド修習が必要な場合には、申請前に必ず指導担当弁護士の了承を得るようにしてください。
- (3) 自己開拓プログラム先が大阪府外にある場合は、大阪府内での履修が不可能な修習内容である上、より近い地域において同様の修習内容を実現できない場合に限り、3週間を限度として、策定することができます。ただし、外国での修習は認められません。
- (4) 司法修習生が就職を予定している弁護士事務所及び企業等を、自己開拓プログラム先として策定することはできません。
- (5) 自己開拓プログラムは、当委員会が、選択型実務修習の趣旨に適ったものとして承認した場合に初めて履修できることになります。自己開拓プログラムの策定を検討する際には、プログラム先に上記の手順を説明のうえ、先方に失礼のないように十分配慮してください。

2 申請の手続

(1) 申請期間（申請書の提出期間）

2020年（令和2年）4月13日（月）～同年4月16日（木）午後5時

期間経過後の申請は受け付けません。

(2) 申請の方法

自己開拓プログラム先での実務修習を希望する場合は、別紙1「自己開拓プログラム申請書」に必要事項を記載のうえ、自己開拓プログラム先の修習を受け入れる旨の所定の「承諾書」（別紙2）および自己開拓プログラム先の「日程表」（別紙3）などの必要書類を添付して、申請書を提出してください。

* 別紙2の承諾書には、会社の代表取締役や地方公共団体の長など受入先の代表者またはそれに準じる者の記名押印が必要です。

* 自己開拓プログラム申請書、承諾書および自己開拓プログラム日程表などの必要書類は、各配属府会にて配布します。申請を希望する司法修習生は、各配属府会の司法修習担当事務局まで取りにきてください。

(3) 申請書の提出先

修習中の各配属府会の司法修習担当事務局に提出する。

ア 弁護修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

イ 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 [REDACTED]

ウ 檢察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED] (代表)

(4) 申請の承認の可否

2020年（令和2年）5月15日（金）に申請者へ通知します（予定）。

以上

年 月 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

第73期司法修習生(班)

氏名

印

自己開拓プログラム申請書

私は、選択型実務修習において、下記のとおり修習先を開拓しましたので承認願います。

記

1 修習期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 修習先

(名称)

(代表者)

(住所)

(電話番号)

(担当者の役職及び氏名)

3 修習の目的 (目的が、法曹活動と密接である旨も併せて記載すること。)

4 修習の内容

5 添付書類

承諾書 1通

自己開拓プログラム先日程表 1通

別紙2
(表面)

年 月 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

承 諾 書

社名（団体名）

代表者氏名

印

第73期司法修習生 が、当社において下記のとおり
選択型実務修習を行うことを承諾します。

記

1 修習期間

月 日 () から 月 日 () まで

2 修習場所

(住所)

(名称) (部局課まで記載)

(電話番号)

(担当者の役職及び氏名)

3 修習内容

司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い

1 目的

司法修習生は、司法試験に合格した後、まず、最高裁判所に設置された研修機関である司法研修所における導入修習を行い、その後、あらかじめ司法研修所長の定める実務修習地において分野別実務修習を行います。分野別実務修習は、それぞれ約2か月間行われる民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護修習で構成されます。

分野別実務修習が終わると、選択型実務修習及び司法研修所における集合修習をそれぞれ約2か月間行います。

選択型実務修習は、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程として行います。

2 司法修習生が独自に開拓した修習先

司法修習生は、選択型実務修習において、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に直接かつ密接な関係を有する分野について、自ら開拓して修習先とすることができます。

3 修習の条件

(1) 期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

(2) 司法修習生の監督

選択型実務修習期間の司法修習生に対する監督は、大阪弁護士会会长が行います（大阪弁護士会司法修習委員会（担当事務局：総務部研修課）TEL：06-6364-1684）。

(3) 修習中の欠席

司法修習生が病気その他の正当な理由により、修習をすることができない場合は、原則として事前（ただし、やむを得ない事情で事前に欠席の承認を得られないときは、例外として事後に）に弁護士会会长に欠席承認申請をし、その結果、承認されれば、司法修習生が貴社に対し、その旨を連絡します。

(4) 費用

修習中の諸費用、例えば、資料等のコピー代や通信連絡費、その他の修習先から請求される費用はすべて司法修習生の負担となります。

(5) 選択型実務修習結果レポート

司法修習生は、修習結果について選択型実務修習結果レポートを弁護士会会长に提出します。司法修習生から、貴社での修習に関して作成した修習レポートの提出がありますので、プログラム指導担当責任者（貴社において司法修習生を御指導いただく責任者）において、これを確認の上、記名・検印をして司法修習生に対し、返却してください。

なお、別途、修習結果についての意見を別紙様式（選択型実務修習結果意見書）により作成し、2020年11月18日（水）までに、大阪弁護士会司法修習委員会（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）に送付してください。

(6) 修習中の災害及び通勤による災害

公務災害補償として、修習実施機関である最高裁判所が、認定及び補償事務を行います。その際には、調査等に御協力いただることがあります。

(7) 機密保持義務

司法修習生は、修習中に修習先において知り得た修習先の機密に係る事項を他に漏らしてはなりません。ただし、選択型実務修習結果レポートとして報告するために必要な範囲において、事前に修習先の承認を得た場合は、この限りではありません。

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

年 月 日

自己開拓プログラム日程表

令和元年度採用(第73期)

配属地 大阪 (班)

氏名

印

修習先名：

選択型実務修習「自己開拓プログラム」受入先承認一覧（大阪のみ）

・新62期（4カ所・申請者5名）

- ① [REDACTED] (2名)
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]

・新63期（4カ所・申請者5名）

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED] (2名)

・新64期（11カ所・申請者10名）

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ [REDACTED]
- ⑨ [REDACTED]
- ⑩ [REDACTED]
- ⑪ [REDACTED]

・新65期（6カ所・申請者6名）

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]

・第66期（6カ所・申請者7名）

- ① [REDACTED]

② [REDACTED]
③ [REDACTED]
④ [REDACTED]
⑤ [REDACTED] (2名)
⑥ [REDACTED]

・第67期(6力所・申請者6名)

① [REDACTED]
② [REDACTED]
③ [REDACTED]
④ [REDACTED]
⑤ [REDACTED]
⑥ [REDACTED]

・第68期(17力所・申請者27名)

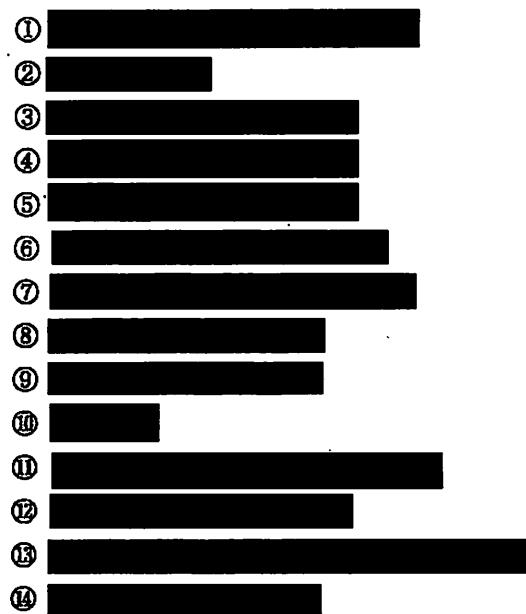
① [REDACTED]
② [REDACTED]
③ [REDACTED]
④ [REDACTED]
⑤ [REDACTED]
⑥ [REDACTED]
⑦ [REDACTED]
⑧ [REDACTED]
⑨ [REDACTED]
⑩ [REDACTED]
⑪ [REDACTED]
⑫ [REDACTED]
⑬ [REDACTED]
⑭ [REDACTED]
⑮ [REDACTED]
⑯ [REDACTED]
⑰ [REDACTED]

・第69期(17力所・申請者17名)

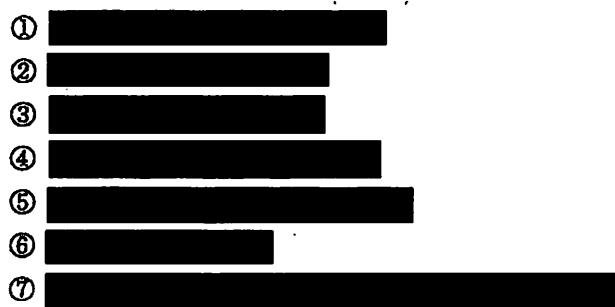
① [REDACTED]
② [REDACTED]
③ [REDACTED]
④ [REDACTED]



・第70期(14カ所・申請者14名)



・第71期(7カ所・申請者7名)



・第72期(13力所・申請者12名)

- ① [REDACTED] (3名)
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ [REDACTED]
- ⑨ [REDACTED]
- ⑩ [REDACTED]
- ⑪ [REDACTED]
- ⑫ [REDACTED]
- ⑬ [REDACTED]

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

IV. 個別修習プログラムの応募要領

大阪の裁判所、検察庁、弁護士会の提供する個別修習プログラムの応募方法および留意事項をお知らせします。

1 募集は、第1次募集、第2次募集及び第3次募集の計3回実施します。

2 第1次募集について

(1) 募集期間

2020年（令和2年）5月18日（月）～同年5月21日（木）午後5時
期間経過後の応募は受け付けません。

(2) 応募の方法

別紙1「選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）」の第1次申込欄に所定の事項を記入して申込みをしてください。

申込書の記入に当たっては、次の点に留意してください。（別紙2参照）

ア 第1週から第6週の所定の欄に、それぞれ、選択型実務修習プログラム案内に記載されている希望プログラムのコード及びプログラム名を記入してください。

2週以上にわたって実施されるプログラムを希望する場合は、当該プログラムが実施される週のうち、開始される週の欄にコード及びプログラム名を記入し、残りの週のコードの欄及びプログラム名の欄には「同上」と記入してください。

実施される週の欄を誤って記入した場合、実施される週が一部でも重複しているものを両方とも記入した場合、プログラム提供者において選択してはならないとしている組合せを記入した場合（詳細は、各庁会の選択型実務修習プログラム案内の冒頭の注意書きをよく読むこと。）などは、申込書が無効扱いになることがありますので、選択型実務修習プログラム案内を熟読して、希望する

プログラムの実施時期、コード、名称を十分に確認した上で、申込書に正確に記入してください。

イ 記入した希望プログラムのうち、特に希望するプログラムの1つについて、プログラム名の横の所定の欄に「①」を記入してください。

「①」を記入したプログラムについては、「①」を記入した希望者が当該プログラムの定員を超えないときは、「①」を記入した希望者全員が採用され、その後にその他の希望者について残定員の範囲で抽選等の適宜の方法で採用決定者を選考します。「①」を記入した希望者が当該プログラムの定員を超えるときでも、「①」を記入した希望者の中から抽選等の適宜の方法により採用決定者を選考します。

「①」は記入しなくともかまいませんが、「①」は1つのプログラムについてしか記入できません。「①」を2つ以上記入したものは、「①」の記入がないものとして扱われますので、記入に当たっては、十分に注意してください。また、全国プログラムの採用決定等により個別修習プログラムを1つしか申し込みない場合（後記エ～才参照）も、「①」を記入しなければ、優先的に採用されませんので、注意してください。

ウ プログラムによっては、募集条件が付されているものがありますので、各学会の選択型実務修習プログラム案内をよく読んで、募集条件の有無を確認し、書面等の提出が求められているものについては、申込書と同時に1部提出してください。なお、書面等を添付する場合は、書面等の余白にも提供プログラムのコード及び氏名を記載してください。

エ 既に全国プログラム及び自己開拓プログラムで履修が決定している週については、個別修習プログラムの申込みをすることはできません（複数の週で実施されるプログラムについても、その一部の週につき既に他のプログラムの採用が決定しているときは、申込みをすることはできません。ただし、全国プログラムの最高裁判所修習（コード：2501）と人権に関する施設見学（██████████）（コード：弁-34）は重複して申込みが可能です。）ので、十分に注意してください。

また、履修が決定している全国プログラム及び自己開拓プログラムの実施される週については、すべて申込書の該当する週のコードの欄に全国プログラムの場合は「全」及びコード番号、自己開拓プログラムの場合は「自」と記入してください。

オ 選択型実務修習の期間中、11月16日、17日の一律ホームグラウンド修

習以外に、ホームグラウンドにおける弁護修習を最低1週は継続して（1日間のプログラム取得により、1週間のうちホームグラウンド修習が4日となる場合、継続してホームグラウンド修習をしたとみなされます（祝日等の関係で3日以下となる場合はみなされません。）行えるよう修習計画を立ててください（ただし、自由研究日をホームグラウンドにおける修習に充てることはできない）。

なお、ホームグラウンドでの修習は1週間以上でも可能ですが、プログラムは大阪配属の司法修習生数をもとに定員設定していますので、できるだけ積極的にプログラムに応募してください。また、ホームグラウンド修習とする期間（週）は、指導担当弁護士と相談のうえ決定してください。指導担当弁護士の法律事務所においては複数の司法修習生を受け入れている場合がありますので、調整が必要となる場合があります。

プログラム応募時に、ホームグラウンドにおける弁護修習を履修する週については、すべて申込書の該当する週のコードの欄に「ホ」と記入してください。
刑-03、-04、-05 の令状部修習、弁-34 の人権に関する施設見学（██████████）を選択した者は、当該週のプログラム実施日以外はホームグラウンドにおいて修習を行ってください。ただし、刑-03、-04、-05 の令状部修習を選択した者は、当該週とは別に、最低1週間のホームグラウンド修習を行う必要があります。

なお、弁-34 の人権に関する施設見学（██████████）は、同時に実施されるプログラムのうち一部のプログラムとの重複選択が可能ですので、プログラムを重複選択した場合は、見学実施日以外は重複選択したプログラムに参加してください。

(3) 申込書の提出先

修習中の各配属府会の司法修習担当事務局に、申込書等を1部提出する（郵送不可）。

ア 弁護修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

イ 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 ██████████

※ 4班の司法修習生について、大阪家庭裁判所総務課庶務係（電話 06-6943-5428）に提出する。

ウ 檢察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED]

(4) 第1次募集の採用決定者の通知（別紙3参照）

2020年（令和2年）6月15日（月）（予定）

併せて、第2次募集をするプログラム（第1次募集で採用決定者が定員に充たなかったもの）及びその募集人数等も通知する予定です。

3 第2次募集について

(1) 募集期間

2020年（令和2年）6月15日（月）～同年6月18日（木）午後5時

期間経過後の応募は受け付けません。

(2) 応募の方法

別紙1「選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）」の第2次申込欄に所定の事項を記入して申込みをしてください。

（第1次募集の結果、第2次募集に応募しない方、プログラムに落選した週をホームグラウンド修習に変更するだけの場合は提出する必要はありません。）

申込書の記入に当たっては、次の点に留意してください。（別紙4参照）

ア 全国プログラム、自己開拓プログラムまたは個別プログラムで履修が決定している週については、申込書の第1希望コード欄に、全国プログラムであれば「全」及びコード番号、自己開拓プログラムであれば「自」、個別修習プログラムであれば「個」、ホームグラウンドにおける弁護修習であれば「ホ」と記入してください。

イ 既に他のプログラム（全国プログラム、自己開拓プログラムまたは個別修習プログラム）で履修が決定している週については、申込み及び変更することはできません（複数の週で実施されるプログラムについても、その一部の週につき既に他のプログラムの履修が決定しているときは、申込みをすることはできません。）ので、十分に注意してください。なお、ホームグラウンド修習を予定していた週に個別修習プログラムを申し込むことは可能です。

ウ 第1週から第6週の所定の欄に、それぞれ、希望プログラムのコード及びプログラム名を記入してください。第1希望から第4希望まで記入することができます。

採用決定者の選考は、まず、各プログラムについて、第1希望の欄に記入した希望者の中から、定員の範囲内で採用決定者を選考します。第1希望による

選考後に残定員があるプログラムについては、各プログラムの応募者数のバランスや、第2希望から第4希望までを含めた各司法修習生の希望状況等を総合的に勘案しながら、採用決定者を選考します。

エ 2週以上にわたって実施されるプログラムを希望する場合は、第1次募集と同じく、当該プログラムが実施される週のうち、開始される週の欄にコード及びプログラム名を記入し、残りの週のコードの欄及びプログラム名の欄には「同上」と記入してください。

オ 第1次募集と同じく、選択型実務修習の期間中、ホームグラウンドにおける弁護修習を最低1週継続して（1日間のプログラム取得により、1週間のうちホームグラウンド修習が4日となる場合、継続してホームグラウンド修習をしたとみなされます（祝日等の關係で3日以下となる場合はみなされません。）行えるよう修習計画を立ててください。

(3) 申込書の提出先

第1次募集と同じく、修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局に、申込書等を1部提出する（郵送不可）。

(4) 第2次募集の採用決定者の通知（別紙6参照）

2020年（令和2年）7月17日（金）（予定）

※3班の司法修習生について、大阪家庭裁判所総務課庶務係（電話 06-6943-5428）から結果を通知する。

4 第3次募集について

(1) 対象プログラム

ア 人権に関する施設見学（██████████）（コード：弁-34）

イ 第2次募集の結果に応じて、第3次募集をするとされたプログラム（これについてでは、募集すると決定したときに、別途案内します。）

(2) 募集期間

2020年（令和2年）7月17日（金）～同年7月21日（火）午後5時
期間経過後の応募は受け付けません。

(3) 応募の方法（別紙6参照）

別紙1「選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）」の第3次申込欄に応募の有無を記入して申込みをしてください。

※応募要件を満たさない者、または希望しない者は、提出する必要はありません。

※上記4(1)アのプログラムを選択する場合、同時に実施されるプログラムの

うち一部のプログラムとの重複選択が可能です。詳細はプログラム案内を参照してください。

(4) 申込書の提出先

第2次募集と同じく、修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局に、申込書等を1部提出する（郵送不可）。

※3班の司法修習生について、7月17日は大阪家庭裁判所総務課庶務係（電話06-6943-5428）に提出することも可能である。

(5) 第3次募集の採用決定者の通知（別紙7参照）

2020年（令和2年）7月28日（火）（予定）

以上

選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（　　班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第1次募集）を申し込みます。

第1次申込欄（5月21日締切）				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	応募有無
第1週	10/5			
	10/9			
第2週	10/12			
	10/16			
第3週	10/19			
	10/23			
第4週	10/26			
	10/30			
第5週	11/2			
	11/6			
第6週	11/9			
	11/13			
第7週	11/16 11/17	一 体 ホ ーム グ ラ ウ ン ド 修 習		

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（　　班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第2次募集）を申し込みます。

第2次申込欄（6月18日締切）									
週	第1希望 コード	第2希望 コード	第3希望 コード	第4希望 コード	第1希望 プログラム名	第2希望 プログラム名	第3希望 プログラム名	第4希望 プログラム名	決定欄
第1週									
第2週									
第3週									
第4週									
第5週									
第6週									
第7週	一 体 ホ ーム グ ラ ウ ン ド 修 習								

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（　　班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第3次募集）を申し込みます。

第3次申込欄（7月21日締切）				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	応募有無
第3週	10/22 10/26	弁-34	人相に関する 施設見学	

83
ス
ル
ム

※1 決定欄には何も記載しないこと。

※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各府会に提出すること。

※3 プログラムの種類が決定している週及びホームグラウンドにおける弁護修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。

※4 2週以上に渡るプログラムの場合には、2週目以降は「向上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

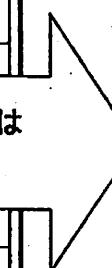
【第1次募集記載例】

1 第1次応募について

- (1) 応募期間 5月18日(月)～5月21日(木)
 (2) 申込書提出先 ... 第3クールの各配属庁舎の司法修習担当事務局
 (3) 提出方法 第1次募集申込欄に記入・押印した原本1部(プログラム申込時に希望理由書面・レポート等の提出が必要な場合は、1部添付すること)
 (4) 記入要領 以下の通り

第1次募集申込用		第2次募集申込用		第3次募集申込用	
忘れずに記入・押印すること		第1次募集申込時には記載しないこと (第2次募集申込時に記載)		第1次及び第2次募集申込時には記載しないこと (第3次募集申込時に記載)	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
令和元年度採用(第73期) 大阪修習()班		令和元年度採用(第73期) 大阪修習()班		令和元年度採用(第73期) 大阪修習()班	
組番 氏名 印		組番 氏名 印		組番 氏名 印	
下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム(第1次募集)を申し込みます。 自己開拓プログラムの場合は「自己記載」					
下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム(第2次募集)を申し込みます。					
下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム(第3次募集)を申し込みます。					
第1次申込欄(5月21日締切)		第2次申込欄(6月18日締切)		第3次申込欄(7月21日締切)	
開始日 最終日	コード 番号	プログラム名	開始日 最終日	コード 番号	プログラム名
週		週		週	
第1週 10/5 10/9		第1週 10/1 10/5		第1週 10/22 弁-34	
全般プログラムの場合		地質的財産権部修習 (東京)		人相に関する 専攻見学	
第2週 10/12 10/16		向上			
第3週 10/19 10/23		ホームグラウンドの場合		特に希望するプログラムの場合 (記載できるのは1つのみ)	
第4週 10/26 10/30		交通・知能犯罪		④	
第5週 11/2 11/6		医事部修習			
第6週 11/9 11/13		弁-31 不動産・借地借家の実務			
第7週 11/15 11/17		一律ホームグラウンド修習		一律ホームグラウンド修習	

第2次及び第3次募集申込欄には
何も記載しない



※1 決定欄には何も記載しないこと。

※2 第1次応募欄には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有効欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。

※3 プログラムの種類が決定している週及びホームグラウンドにおける弁超修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。

※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「向上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第1次募集結果例】

2 第1次応募結果通知について

- (1) 結果発表 6月15日(月)
 (2) 発表方法 第3ケールの各配属府会の司法修習担当事務局から第1次申込書の決定欄に「○」を記入したものをお配布

選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第1次募集）を申し込みます。

第1次申込欄（5月21日締切）				
週	開始日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5 金 10/9	全 2502	地政局的財産部修習 （実務）	
第2週	10/12 月 10/16	同上	同上	
第3週	10/19 水 10/23	木		
第4週	10/26 木-OG 10/30	交通・知能検査	② ○	
第5週	11/2 火-28 11/6	医事部修習		
第6週	11/9 月-31 11/13	不動産・地地借家の実務		
第7週	11/16 11/17	一時ホームグラウンド修習		

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第2次募集）を申し込みます。

第2次申込欄（6月18日締切）							
週	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	決定欄	コード	プログラム名
第1週	コード プログラム名	コード プログラム名	コード プログラム名	コード プログラム名			
第2週							
第3週							
第4週							
第5週							
第6週							
第7週							

1次募集で履修が決定した個別プログラム

1次募集で履修が決定しなかったため、決定欄に○なし。

一律ホームグラウンド修習

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第3次募集）を申し込みます。

第3次申込欄（7月21日締切）							
週	開始日	コード	プログラム名	応募有無	決定欄	最終日	コード
第3週	10/22 火-34			人材に対する 意見見学			

※1 決定欄には何も記載しないこと。

※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁舎に提出すること。

※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁護修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。

自己開拓プログラム…「自」、個別プログラム…「個」、ホームグラウンド…「ホ」、全国プログラム…「全」+コード番号。

※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第2次募集記載例①】

3 第2次応募について

- (1) 応募期間 6月15日(月)～6月18日(木)
 (2) 申込書提出先 ... 第3クールの各配医学会の司法修習担当事務局
 (3) 提出方法 第2次申込欄に記入・押印した原本1部(プログラム申込時に希望理由書面・レポート等の提出が必要な場合は、1部添付すること)
 (4) 記入要領 以下の通り

選択型実務修習プログラム申込書(大阪・個別修習)

第1次募集申込用	
年 月 日	
令和元年度採用(第73期) 大阪修習()班	
組番 氏名	印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム(第1次募集)を申し込みます。

第1次申込欄(5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5 10/9	全 2502	地盤知的財産権部修習(東京)	
第2週	10/12 10/16	同上	同上	
第3週	10/19 10/23	木		
第4週	10/26 10/30	後-06	交通・知能犯罪	◎ ○
第5週	11/2 11/6	民-28	医療部修習	
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・信託相続の実務	
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	

第2次募集申込用	
年 月 日	
忘れないに記入・押印すること	
令和元年度採用(第73期) 大阪修習()班	
組番 氏名	印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム(第2次募集)を申し込みます。

第2次募集申込時には記載しないこと
(第3次募集申込時に記載)

第2次申込欄(6月18日締切)							
週	第1希望 コード プログラム名	第2希望 コード プログラム名	第3希望 コード プログラム名	第4希望 コード プログラム名	決定欄	決定欄	決定欄
第1週	全 2502						
第2週	同上						
第3週	木						
第4週	同上						
第5週	木						
第6週	同上						
第7週	木						

2次応募第1希望で民-03、第2希望でホームグラウンド、第3希望で刑-06、第4希望で弁-29を希望した場合、第3希望以降で希望している個別プログラムの定員が余っていれば、選考の対象となり、受講となる場合がある。

一律ホームグラウンド修習
2次応募第1希望で民-03、第2希望で家-04を希望し、すべての応募から外れたときには、ホームグラウンドとする場合

※1 決定欄には何も記載しないこと。

※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募条件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。

※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁護修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。

※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

第3次募集申込用	
年 月 日	
令和元年度採用(第73期) 大阪修習()班	
組番 氏名	印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム(第3次募集)を申し込みます。

第3次申込欄(7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第3週	10/22 弁-34		入社に当たる 就業見学	

【第2次募集記載例②】

- (5) 注意事項 以下のように、2週以上にわたるプログラムを希望する場合には、他の週でプログラムが競合することのないようにする。
 (6) その他 各プログラムにおいて、応募状況によっては定員の拡大や週の異なる同じプログラム間で調整を行う場合もあり得る。

選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第1次募集）を申し込みます。

第1次申込欄（5月21日締切）				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	○ 決定期
第1週	10/6 10/9	全 2502	地政局的財産部修習 (GUS)	
第2週	10/12 10/16	同上	同上	
第3週	10/19 10/23	木		
第4週	10/20 10/30	後 OG	交通・知識検査	○ 決定期
第5週	11/2 11/6	民-28	改修部修習	
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・借地借家の実務	
第7週	11/16 11/17		一棟ホームグラウンド修習	

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第2次募集）を申し込みます。

第2次申込欄（6月18日締切）							
週	第1希望 コード	第2希望 コード	第3希望 コード	第4希望 コード	決定欄	第1希望 コード	第2希望 コード
第1週	金 2502						
第2週	同上						
第3週	木						
第4週	金						
第5週	民-03	通税部A	木	刑-05	令状部	弁-29	債権回収
第6週	民-23	X	家-04	家-01	木	木	
第7週							

一律ホームグラウンド修習

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第3次募集）を申し込みます。

第3次申込欄（7月21日締切）			
週	開始日 終了日	プログラム名	○ 決定期
第3週	10/22弁-34	人権に関する 講習会	

※1 決定期には何も記載しないこと。
 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は必ず〇印を付し、締切日までに各庁会に提出すること。

※2 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁観修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
 自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。

※3 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第2次募集結果例】

別紙5

- 4 第2次応募結果通知について
(1) 結果発表 …… 7月17日(金)
(2) 発表方法 …… 第4ケールの各配属団会の司法修習相当事務局から第2次申込書の決定欄に「〇」を記入したものと配布

選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）

第1次募集申込用	年	月	日
----------	---	---	---

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（班）

姓
名

第2次募集申込用 年 月 日

第3次募集申込用	年	月	日
令和元年度採用(第73期)			
大阪修習()班			
姓 名	性別	年 齢	学年

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第1次募集）を申し込みます。

		第1次申込書(5月21日締切)		
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	④ 決定
第1週	10/5 10/9	全 2502	地図的財産権部修習 (東京)	
	10/12 10/16	同上	同上	
第2週	10/19 10/23	市		
	10/28 10/30	横-06	交通・知能犯罪	⑤ ○
第5週	11/2 11/6	民-28	医事部修習	
	11/9 11/13	井-31	不動産・借地借家の実務	
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第3次募集）を申し込みます。

週	第3次申込欄(7月21日締切)				
	開催日 終了日	コード	プログラム名	応募 有効	検定票
第3週	10/22	ホ-24	人情に関する 加藤晃生	■	

※1 搭定欄には何も記載しないこと。

次回第2次応募期間には「第1次募集申込権」に、第2次応募期間には「第2次募集申込権」にそれぞれ付与するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込権」に応募要件を満たす者のうち、

※3 プログラムの順序が決定している場合は、コード欄に以下のとおり記載することとする。

※4 己開拓プログラムは「自」、個別プログラムは「個」、ホームグラウンドは「本」、全国プログラムは「國」、2週以上に渡るプログラムの場合は「2週以上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第3次募集記載例】

5 第3次応募について

- (1) 応募期間 7月17日(金)～7月21日(火)
 (2) 申込書提出先 第4クールの各配属庁会の司法修習担当事務局
 (3) 提出方法 第3次申込欄に記入・押印した原本1部
 (4) 記入要領 以下のとおり

選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（　　班）

組番 氏名 ㊞

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第1次募集）を申し込みます。

90
→
↓

第1次申込欄（5月21日締切）			
週	開始日 最終日	コード	プログラム名
第1週	10/6 10/9	全 2502	地獄知的財産権部修習 (東京)
第2週	10/12 10/16	同上	同上
第3週	10/19 10/23	木	
第4週	10/26 10/30	検-06	交通・知識刑検査 <input checked="" type="radio"/>
第5週	11/2 11/6	民-28	医事部修習
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・信託相続の実務
第7週	11/16 11/17	一律	ホームグラウンド修習

第2次募集申込用

応募をする場合は、
忘れずに記入・押印すること

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（　　班）

組番 氏名 ㊞

第2次申込欄（6月18日締切）

第2次申込欄（6月18日締切）							
週	第1希望 コード	第2希望 コード	第3希望 コード	第4希望 コード	決定用 印	決定用 印	決定用 印
第1週	全 2502						
第2週	同上						
第3週	木						
第4週	同						
第5週	民-03	通常部A	木	○ 刑-05	合状部	弁-29	債権回取
第6週	同上	同上	家-04	家事一般	○ 木		木
第7週	一律ホームグラウンド修習						

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（　　班）

組番 氏名 ㊞

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第3次募集）を申し込みます。

第3次申込欄（7月21日締切）							
週	開始日 最終日	プログラム名	決定用 印	決定用 印	決定用 印	決定用 印	決定用 印
第3週	10/22 弁-34	人権に関する 専門見学	○				

応募要件を満たす者で、希望する場合

※1 決定欄には何も記載しないこと。

※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。

※3 プログラムの組合が決定している選び及びホームグラウンドにおける弁護修習を実施することが決定している現については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム～「自」、個別プログラム～「個」、ホームグラウンド～「ホ」、全国プログラム～「全」+コード番号。

※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第3次募集結果例】

別紙7

6 第3次応募結果通知について

- (1) 結果発表 …… 7月28日(火)
 (2) 発表方法 …… 第4ケールの各配属庁会の司法修習担当事務局から第3次申込書の決定欄に「○」を記入したものを配布

選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第78期）

大阪修習（ 班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第1次募集）を申し込みます。

第1次申込欄（6月21日締切）					
開始日 最終日	コード	プログラム名	◎	決定欄	
第1週 10/6 10/9	全 2502	地図的的財産権修習 (東京)			
第2週 10/12 10/16	同上	同上			
第3週 10/19 10/23	木				
第4週 10/26 10/30	検-06	交通・智能犯捲査	◎ ○		
第5週 11/2 11/6	民-28	医療部修習			
第6週 11/9 11/13	弁-31	不動産・借地借家の実務			
第7週 11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習			

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（ 班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第2次募集）を申し込みます。

第2次申込欄（6月18日締切）								
週	第1希望 プログラム名	決定欄	第2希望 プログラム名	決定欄	第3希望 プログラム名	決定欄	第4希望 プログラム名	決定欄
第1週 金 2502								
第2週 同上								
第3週 木								
第4週 毎								
第5週 民-03	通話部A		木		○ 刑-05	令状部	弁-29	債権回収
第6週 同上			底-04	民事一般	○ 木		木	
第7週								

一律ホームグラウンド修習

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用（第73期）

大阪修習（ 班）

組番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム（第3次募集）を申し込みます。

第3次申込欄（7月21日締切）					
週	開始日 最終日	コード	プログラム名	応募有無	決定欄
第3週 10/22 弁-34			人間に附する 施設見学	○	○ ○

第3次募集で履修が決定した場合

※1 決定欄には何も記載しないこと。

※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。

※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁護修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
 自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。

※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

2020年度（令和2年度）実施 第73期選択型実務修習「個別修習プログラム」一覧表

大阪配属数 123名

2019年12月5日現在

R2		民 認					刑 事		家 認		検 部		合 同		弁護士会						
第1週	10月	5 火 水 木 金 土 日	通常部 A 15 民-01	通常部 B 10 民-04	商事部 8 民-13	倒産部 30 民-17	執行部 9 民-21	医事部 10 民-26	アドバン スト課題 8 民-01	審査課 3 民-03	人材 選抜分析 4 民-01	捜査充 當課 6 民-01	問題・見学A 〔法務検察〕 コース 20 民-07	民事交渉 尋問 18 民-33	依頼者所 事務所A 1 民-01	依頼者所 事務所B 3 民-02	検査弁護 A 1 民-03	子ども 15 民-04	労働 15 民-05		
第2週	11月	6 水 木 金 土 日	通常部 B 15 民-05	行政部 （地方自治） 10 民-10	99警察 8 民-15	調停部 6 民-19	交通部 4 民-24	アドバン スト課題 8 民-02	審査課 3 民-04	改善検査会 委員会 16 民-02	被見 対処切 6 民-05	執行組 等検査 6 民-05	公判充 當課 18 民-02	刑事 捜査充 當課 32 民-03	依頼者所 事務所B 2 民-12	検査弁護 B 1 民-06	民事 18 民-07	犯罪 被害者 16 民-08	労使法 22 民-09	知財 15 民-10	消費者 22 民-11
第3週	12月	7 木 金 土 日	通常部 A 16 民-02	通常部 B 10 民-06	行政部 （総合） 10 民-11	99警察 8 民-14	調停部 4 民-18	交通部 4 民-22	アドバン スト課題 8 民-02	審査課 3 民-04	少年 8 民-03	交通・ 知能認 識課 6 民-06	人権充 當課 13 民-03	依頼者所 事務所C 1 民-14	検査弁護 C 1 民-15	行政分野 20 民-15	公害 11 民-16	高齢者 16 民-17			
第4週	1月	8 金 土 日	通常部 B 16 民-07	通常部 A 10 民-07	倒産部 30 民-18	執行部 8 民-22	医事部 10 民-27	アドバン スト課題 8 民-05	審査課 3 民-05	少年 8 民-03	交通・ 知能認 識課 6 民-06	被見 公判充 當課 6 民-04	依頼者所 事務所D 1 民-18	検査弁護 D 1 民-19	経営 15 民-20	高齢者 15 民-21	人権 22 民-22				
第5週	2月	9 木 金 土 日	通常部 A 16 民-03	通常部 B 10 民-08	行政部 （税務訴訟） 10 民-12	99警察 8 民-25	交通部 8 民-28	アドバン スト課題 8 民-05	審査課 3 民-05	被見 公判充 當課 6 民-04	被見 公判充 當課 5 民-03	公判充 當課 30 民-08	依頼者所 事務所E 1 民-25	検査弁護 E 1 民-26	交通取締 20 民-26	離婚・相続 10 民-27	密接 15 民-28	債権回収 15 民-29			
第6週	3月	10 火 水 木 金 土 日	通常部 B 16 民-09	通常部 B 10 民-14	商事部 分野各 8 民-16	調停部 6 民-20	執行部 8 民-23						検査弁護 F 1 民-30	不動産 15 民-31	企業破綻 22 民-32						
第7週	4月	11 火 水 木 金 土 日	一律次一ムグラウンド修習 一律次一ムグラウンド修習																		

アマゾン
略称
高齢人口
コード

選択型実務修習プログラム案内(裁判所)

裁判所が提供する選択型実務修習のプログラムについて

1 プログラムの概要

裁判所では、概略、以下のようなプログラムを用意している。詳細は各プログラムの紹介欄を参照されたい。

(1) 分野別実務修習の成果を深化・補完する修習プログラム

- ① 民事裁判—2週間及び1週間の通常部における修習プログラム(通常部修習)
- ② 刑事裁判—2週間及び1週間の通常部における修習プログラム(アドバンスト刑裁修習)
- ③ 家裁—家事総合、家事一般、少年事件の各1週間又は2週間の修習プログラム

(2) 分野別実務修習では体験できない専門的領域を修習するプログラム

民事裁判—知的財産権部(全国プログラムとして提供する。), 税税・行政部, 商事部, 労働部, 倒産部, 建築・調停部, 執行部, 交通部, 医事部における各1週間又は2週間の専門部修習プログラム
家裁—人事訴訟・遺産分割係, 後見・財産管理係における各1週間の修習プログラム

2 選択に当たっての注意事項

(1) 基本的には、プログラムの期間が重ならない限り、各プログラムを自由に選択することができる。一例を挙げれば、以下の選択はいずれも可能である。

例1: 第3～4週に民事通常部修習を、第1～2週にアドバンスト刑裁修習を選択

例2: 第1～2週に民事通常部修習を、第4～5週に少年事件修習を、第6週に労働部修習を選択

(2) 他方、できるだけ多くの修習生に多様な修習経験を積んでもらう趣旨から、次のように、同一又は同様のプログラムを異なる時期に重ねて選択することは認められない。ただし、民事通常部修習については、1週間のプログラムを2回選択することはできる。

○令状部修習を2回選択

○民事専門部のプログラムのうち、同じ専門部のものを時期を異にして2回選択

(3) 修習プログラムによっては、募集条件が設けられているものもあるので、注意されたい。

(裁判所)

	コード	プログラム名	場所 日時	募集 人数	修習内容	募集条件	その他
地 方 裁 判 所 (民 事)	民-01	通常部修習A	大阪地方裁判所 民事部 10月5日(月)～ 10月16日(金)	15	分野別民事裁判修習の深化・補完を目的に、原則として、分野別修習とは異なる部に少人数を配置する。 (深化型) 分野別修習では扱わない類型、難度の高い事件の検討及び起案をさせ、裁判官の訴訟運営を、集中的に、より深く経験させる。 (補完型) 分野別修習に不足を感じる、あるいは民事裁判に苦手意識を持つ司法修習生に対し、補完・復習をする内容の修習を提供する。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習A[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室)
	民-02	通常部修習A	大阪地方裁判所 民事部 10月19日(月)～ 10月30日(金)	15	コード民-01の通常部修習Aと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習A[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室)
	民-03	通常部修習A	大阪地方裁判所 民事部 11月2日(火)～ 11月13日(金)	15	コード民-01の通常部修習Aと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習A[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室)
	民-04	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部 10月5日(月)～ 10月9日(金)	10	期間を1週間とするほかは、コード民-01の通常部修習Aと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室)

	コード	プログラム名	場所 日 時	募集 人數	修習内容	募集条件	その他の
地 方 （民 事） 裁 判 所	民- 05	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型（修習内容欄参照）のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること（例：「通常部修習B〔深化型〕」）。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時：10月12日午前9時20分 集合場所：大阪地裁第21民事部（第24準備室）
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				
	民- 06	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型（修習内容欄参照）のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること（例：「通常部修習B〔深化型〕」）。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時：10月19日午前9時20分 集合場所：大阪地裁第21民事部（第24準備室）
			10月19日(月)～ 10月23日(金)				
方	民- 07	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型（修習内容欄参照）のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること（例：「通常部修習B〔深化型〕」）。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時：10月26日午前9時20分 集合場所：大阪地裁第21民事部（第24準備室）
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
方	民- 08	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型（修習内容欄参照）のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること（例：「通常部修習B〔深化型〕」）。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時：11月2日午前9時20分 集合場所：大阪地裁第21民事部（第24準備室）
			11月2日(月)～ 11月6日(金)				

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 方 裁 判 所 (民 事)	民- 09	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込者のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室)
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
	民- 10	租税・行政部修習 (地方自治)	大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部	10	行政事件のうち、とりわけ住民訴訟等の地方自治関係について、基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、住民訴訟に関する講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴、訴状審査や特定の事件についてのサマリー起案作成等を行う。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				
方	民- 11	租税・行政部修習 (総合)	大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部	10	行政事件一般に関する基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、行政事件の実務上の諸問題についての分野別講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴のほか、訴状審査や特定の事件についての共同研究やサマリー起案作成等を行う。また、期間中に大阪入国管理局を訪問するプログラムを用意している。	特になし	集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部
			10月19日(月)～ 10月23日(金)				
	民- 12	租税・行政部修習 (税務訴訟)	大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部	10	行政事件のうち、とりわけ税務訴訟関係について、基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、税務訴訟に関する講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴、訴状審査や特定の事件についてのサマリー起案作成等を行う。また、期間中に国税不服審判所を訪問するプログラムを用意している。	特になし	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部
			11月2日(月)～ 11月6日(金)				

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 方 裁 判 所 (民 事)	民-13	商事部修習	大阪地方裁判所 第4民事部	8	商事事件の基本的な考え方を習得することを目標として、会社訴訟事件・会社非訟事件の事件記録検討、法廷傍聴、裁判官との座談会等を行う。	事前に「大阪地裁における商事事件の概況」(商事法務2210号13頁)に目を通しておくこと(参考文献「会社訴訟の基礎」(商事法務),「実務ガイド新・会社非訟」(きんさい))。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第4民事部
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-14	商事部修習	大阪地方裁判所 第4民事部	8	コード民-13の商事部修習と同様である。	コード民-13の商事部修習と同様である。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第4民事部
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
方	民-15	労働部修習	大阪地方裁判所 第5民事部	8	労働事件の実務上の諸問題を講義するとともに、民事裁判の分野別修習での成果を基礎として、労働事件の事件記録検討、法廷傍聴、労働審判傍聴、主張整理や事実認定等に関するサマリー一起案、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、裁判所の取り扱う労働事件を修習させる。また、大阪府労働委員会を訪問するプログラムを用意している。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第5民事部
			10月12日(月)～ 10月23日(金)				
	民-16	労働部修習	大阪地方裁判所 第5民事部	8	期間を1週間とすること、サマリー一起案を実施しないこと及び大阪府労働委員会を訪問するプログラムがないことのほかは、基本的にコード民-15の労働部修習と同様である。	特になし	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第5民事部
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	その 他
			日 時				
地 裁 所 (民 事) 方	民-17	倒産部修習	大阪地方裁判所 第6民事部	30	講義(破産管財、同時廃止、民事再生、個人再生)、事件記録の検討、各種手続の傍聴(同時廃止口頭審査、集団免責審査、一般管財債権者集会等)、問題研究、さらに裁判所答弁官を交えた座談会や弁護士(管財人・監督委員等経験者)による講演を通じて、倒産法に関する理論及び当部に蓄積された倒産事件処理上の工夫について考察を深め、実務家として倒産事務処理に必要な知識を身につけることを目的とする。	倒産処理法入門(有斐閣・山本和彦著)程度の倒産法全般に関する基礎的知識を有していることが望ましい。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:司法修習生指導室
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-18	倒産部修習	大阪地方裁判所 第6民事部	30	コード民-17の倒産部修習と同様である。	コード民-17の倒産部修習と同様である。	集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:司法修習生指導室
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
	民-19	建築・調停部修習	大阪地方裁判所 第10民事部	8	当部に係属する建築関係訴訟事件、各種調停事件及び借地非訟事件について、講義、記録検討、手続傍聴等を行い、裁判官のみならず、専門委員又は調停委員との意見交換を通じて、専門訴訟の審理や調停事件・借地非訟事件の実務に関する知識を得るとともに、建築に関する法律問題につき、研究レポートを提出することによって、上記各事件に関する理解を深める修習を行う。	齊藤義「建築関係訴訟における設計上及び施工上の瑕疵についての各論的検討」判タ1389号38頁に目を通しておくのが望ましい。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第10民事部
			10月12日(月)～ 10月23日(金)				
	民-20	建築・調停部修習	大阪地方裁判所 第10民事部	6	当部に係属する建築関係訴訟事件及び各種調停事件について、講義、記録検討、手続傍聴等を行い、裁判官のみならず、専門委員又は調停委員との意見交換を通じて、専門訴訟の審理や調停事件の実務に関する知識を得し、上記各事件に関する理解を深める修習を行う。	コード民-19の建築・調停部修習と同様である。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第10民事部
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 裁 所 (民 事) 方	民-21	執行部修習	大阪地方裁判所 第14民事部	8	執行センター(新大阪)における民事執行事件のうち、主として、執行裁判所を執行機関とする不動産執行事件及び債権執行事件について、講義(裁判官、審記官、執行官、評議人を講師とする。), 記録検討、演習等のほか、執行官の執行現場に同行することにより、実務に必要な執行手続の知識を身に付ける(ただし、事件動向等により実施できないカリキュラムが生じる場合がある。)。	入門書及び民事弁護教材「民事執行(補正版)」を読みし、民事執行手続についての基礎知識があること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部(新大阪庁舎4階、執行センター案内係)
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-22	執行部修習	大阪地方裁判所 第14民事部	8	コード民-21の執行部修習と同様である。	コード民-21の執行部修習と同様である。	集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部(新大阪庁舎4階、執行センター案内係)
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
	民-23	執行部修習	大阪地方裁判所 第14民事部	8	コード民-21の執行部修習と同様である。	コード民-21の執行部修習と同様である。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部(新大阪庁舎4階、執行センター案内係)
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
	民-24	交通部修習	大阪地方裁判所 第15民事部	8	交通専門部の事件処理の概要についての講義や、手続の傍聴及びこれに付随する争点の検討や和解案の作成のほか、人身損害に関する損害賠償請求事件の記録を用いてサマリー起案とこれに対する裁判官の講評を行うことなどによって、実務的な観点から裁判所の取り扱う交通事件を修習する。合議記録の検討も予定している。	事前に別冊判例タイムズ38号「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準(全訂5版)」(判例タイムズ社)1ないし23頁に目を通しておくことが望ましい。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第15民事部
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				

(裁判所)

	コード	プログラム名	場所 日時	募集 人数	修習内容	募集条件	その他
地 裁 所 (民 事) 方	民-25	交通部修習	大阪地方裁判所 第15民事部	8	コード民-24の交通部修習と同様である。	コード民-24の交通部修習と 同様である。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第15民事部
			11月2日(月)～ 11月6日(金)				
	民-26	医事部修習	大阪地方裁判所 第17民事部・第1 9民事部・第20民 事部	10	医事関係訴訟の処理状況や審理方法等に ついて、その概要を説明した上で、事件記 録の検討や手続の傍聴を通じて、医事集中 部における事件処理の実務を直に経験させ るほか、事件記録に基づくマリー起案等を 行う。また、医事関係訴訟の審理上の問題 点に関して協議・検討するなど、裁判所から 見た医事関係訴訟の事件処理のあり方の理 解を深める修習を行う。	事前に「大阪地方裁判所医事 部の審理運営方針」(判タ1335 号5頁 2011.1.15, ダイジェスト 版は裁判所HP (http://www.courts.go.jp/osaka/vcms_jp/310001.pdf)に掲 載。)に目を通しておくことが望 ましい。なお、他の参考文 献として、大島眞一「医療訴訟 の現状と将来—最高裁判例の 到達点—」(判タ1401号5頁 2014.8.1)も挙げられる。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-27	医事部修習	大阪地方裁判所 第17民事部・第1 9民事部・第20民 事部	10	コード民-26の医事部修習と同様である。	コード民-26の医事部修習と 同様である。	集合日時:10月26日午前9時20 分 集合場所:大阪地裁508号法廷
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
	民-28	医事部修習	大阪地方裁判所 第17民事部・第1 9民事部・第20民 事部	10	コード民-26の医事部修習と同様である。	コード民-26の医事部修習と 同様である。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷
			11月2日(月)～ 11月6日(金)				

	コード	プログラム名	場所 日時	募集 人数	修習内容	募集条件	その他
地 方 裁 判 所 (刑 事)	刑-01	アドバンスト刑裁修習	大阪地方裁判所 刑事部	8	分野別実務修習の深化型として、刑事裁判における事実認定や訴訟手続に関する実質的理 解を深めるため、少人数で、より密接な指導を行う。具体的には、①裁判員裁判の審理、評議の傍聴、②中規模否認事件の記録検討及び起案、③控訴審修習、④租税事件を含む財政経済事件の修習、⑤令状部修習(ただし、同時期に実施される令状部修習の応募者が少なく、令状部が受け入れ可能な場合に限る。)などのメニューの中から、修習生の希望を踏まえて実施する。	申込み時に、「本プログラムに応募した理由と特に学びたい事柄」を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室
			10月5日(月)～ 10月16日(金)				
	刑-02	アドバンスト刑裁修習	大阪地方裁判所 刑事部	8	コード刑-01のアドバンスト刑裁修習の短縮版であり、期間が短いため、①の裁判員裁判の審理、評議の傍聴は実施できないが、それ以外の点は、コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。	コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				
方	刑-03	令状部修習	大阪地方裁判所 第10刑事部	2	分野別修習においても、1日の令状部修習を行っているが、それでも物足りないと感じる修習生の応募に期待する。	特になし	集合日時:10月7日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室
			10月7日(水), 10月8日(木)				
	刑-04	令状部修習	大阪地方裁判所 第10刑事部	2	コード刑-03の令状部修習と同様である。	特になし	集合日時:10月14日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室
			10月14日(水), 10月15日(木)				

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 方 裁 判 所 (刑 事)	刑-05	令状部修習	大阪地方裁判所 第10刑事部	2	コード刑-03の令状部修習と同様である。	特になし	集合日時:11月4日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室
			11月4日(水), 11月5日(木)				
地 方 裁 判 所 (刑 事)	刑-06	刑事模擬裁判 (3府合同企画)	大阪地方裁判所 裁判員裁判用法 廷(予定)	22	裁判員対象事件の否認事件の記録に基づき、裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれ、公判前整理手続、公判審理、判決宣告までを1週間で集中的に実践する(なお、修習生が証人役、被告人役、裁判員役を担当することは予定していない)。公判審理及び評議は、裁判員役も参加して実施されるが、評議は、検察官役及び弁護人役にも傍聴してもらい、当事者の訴訟活動が裁判所からどのように理解されたのかを確認する。この評議の傍聴を通じて、参加者全員が、相互にその訴訟活動を評価、検討し、單に体験しただけに終わらない模擬裁判となることを目指している。終了後、三府の指導官が合同で懇切な講評を行う。なお、修習生の負担が過重にならないように配慮して行う予定である。	特になし	迫って連絡する。
			10月19日(月)～ 10月23日(金)				

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
家 裁 判 所 (家 事 ・ 少 年) 庭	家-01	人事訴訟・遺産分割修習	大阪家庭裁判所 人事訴訟・遺産分割係	6	人事訴訟及び遺産分割の最近の状況、処理上の諸問題を紹介とともに、事件記録検討、人事訴訟の法廷傍聴、遺産分割調停・審判の傍聴、起案、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、人事訴訟及び遺産分割の事件処理について実践的な修習を行う。なお、家事総合修習における人事訴訟及び遺産分割事件の修習と一部重複することになる。	申込時に、「本プログラムに応募した理由と特に学びたい事項」を記載した書面を提出すること。	集合日時：10月5日午前9時20分 集合場所：大阪家庭裁判所大会議室 なお、家事総合修習を選択した場合でも、本プログラムを併せて選択することは可能である。
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	家-02	家事総合修習	大阪家庭裁判所 家事部	16	将来家事事件を専門的に扱いたいと希望する者や、家事事件に興味が深い者を対象として、家事一般部における、調停・審判の傍聴やケース研究等を中心としたより高度な内容の修習のほか、分野別修習では経験できない、遺産分割、人訴、後見等の各専門部(係)修習を含めた、家事事件全体の総合的な修習を内容とする。各専門部(係)修習では、講義や傍聴の他に、記録検討等を行う。	特になし	集合日時：10月12日午前9時20分 集合場所：大阪家庭裁判所大会議室
	家-03	少年事件修習	大阪家庭裁判所 少年部	8	分野別実務修習の補完・深化型として、少年事件に关心のある者を対象に、その処理全般について理解を深めるものであり、各部に2週間配属して修習させる。各指導裁判官に配置する修習生の数を分野別実務修習時よりも少なくて、密度の濃い接点を確保しながら、少年審判の傍聴、記録検討等を中心に、審判運営の在り方、非行性及び要保護性の把握、処遇の選択等、少年事件全般についてきめ細やかな指導を行う。また、裁判官・家庭裁判所調査官による講義、事例研究、家庭裁判所調査官による面接調査の見学、少年院等の施設見学を実施する。	特になし	集合日時：10月26日午前9時20分 集合場所：大阪家庭裁判所大会議室
	10月26日(月)～ 11月6日(金)						

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募 集 人 数	修 習 内 容	募 集 条 件	その 他
			日 時				
家 裁 判 所 (家 事 ・ 少 年 ・ 庭	家--04	家事一般修習	大阪家庭裁判所 家事一般部	16	離婚、婚姻費用分担、養育費、子の監護者指定、面会交流等、家事一般部が担当する調停・審判事件について、裁判官・家庭裁判所調査官による隣義、傍聴、ケース研究等を行う(家庭裁判所調査官の調査の傍聴ができる場合もある。)。なお、遺産分割、財産管理、人事訴訟、後見については修習対象外となる。	特になし	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議室 なお、家事総合修習における家事一般部での修習と内容が重複する部分がある。
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
	家-05	後見・財産管理修習	大阪家庭裁判所 後見・財産管理係	5	成年後見事件・財産管理事件の最近の状況、処理上の諸問題を紹介するとともに、記録検討、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、成年後見事件・財産管理事件の事件処理について実践的な修習を行う。なお、家事総合修習における成年後見事件の修習と一部重複することになる。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議室
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				

選択型実務修習プログラム案内(検察庁)

<73>

	コード	プログラム名	場所	募集 人数	修習 内容	募集 条件	その 他
		名称	日 時				
地方 検 察 庁	検-01	検査補完 (2週コース)	大阪地検 10月5日(月) ～10月16日(金)	6	総務部指導係検事の指導の下、事件の検査及び処理(検査方針の検討、取調べ、起訴状等起案)を通じ、検察官による検査についての理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月5日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-02	公判補完A	大阪地検 10月19日(月) ～10月23日(金)		公判部検事の指導の下、公判準備(証拠整理、冒頭陳述及び輸告等起案)や法廷傍聴等を行い、検察官の公判活動についての理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月19日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-03	公判補完B	大阪地検 11月9日(月) ～11月13日(金)	5			集合日時:11月9日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-04	検査・公判実務	大阪地検等 11月2日(月) ～11月6日(金)		警察で実施する検査や実況見分、検察庁における医師等の専門家からの聴取、警察との事件協議、公判準備(リハーサル等)、控訴審議などに参加・同行し、様々な実務体験をする中で、検察実務への理解を深める。※事件により内容は適宜のものとなる。	申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。	集合日時:11月2日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-05	強行犯等検査	大阪地検等 10月12日(月) ～10月16日(金)	6	殺人等の凶悪犯罪や暴力団事件の特性等を事件記録等を通じて学び、また、児童虐待事件に関して、司法面接の傍聴、児童相談所への訪問等を通じて、検察庁における各種強行犯事件への取り組みや実情についての理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月12日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-06	交通・知能犯検査	大阪地検 10月26日(月) ～10月30日(金)		交通事件の考え方や検査手法について、記録検討や取調べ傍聴等を通じて学習し、また直告等の独自検査事件の特性を事件記録等を通じて学ぶことで、交通事件及び知能犯事件についての総合的な理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月26日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-07	講義・見学A (法務検査コース)	大阪地検等 10月5日(月) ～10月9日(金)	20	法務省及び検察庁その他関係機関の職務内容等についての講義・見学等を通じ、多岐にわたる検察官の職務内容についての理解を深める。 詳細な日程及び内容は別紙1参照のこと。	申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月5日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
	検-08	講義・見学B (警察コース)	大阪地検等 11月9日(月) ～11月13日(金)		警察の諸活動についての講義・見学等を通じ、犯罪、検査及び犯罪防止活動に関する理解を深める。 詳細な日程及び内容は別紙2参照のこと。	申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。	集合日時:11月9日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室

別紙1

第73期選択型実務修習日程(案)【講義・見学A(法務・検察コース) 募集人数20名】

令和2年		午前	午後
10/5	月	オリエンテーション 講義 (大阪国税局査察部)	見学 (大阪拘置所)
10/6	火	見学 (大阪税関 関西空港税関支署)	見学 (大阪入国管理局 関西空港支局)
10/7	水	見学 (近畿厚生局 麻薬取締部)	講義 (大阪保護観察所)
10/8	木	見学 (大阪入国管理局)	見学 (大阪海上保安監部)
10/9	金	講義 (大阪法務局訟務部)	感想表、修習関係提出書類等作成・提出

* 講師又は見学先の都合により、日程・内容等を変更することがある。

別紙2

第73期選択型実務修習日程(案)【講義・見学B(警察コース)・募集人数30名】

令和2年		午前		午後		
11/9	月	オリエンテーション	見学 (証拠品センター)	見学 (府警本部留置施設 取調べ室等)	講義 (生活安全関係) ・サイバー犯罪捜査について ・ストーカー・DV対策について ・児童虐待対策について	講義・見学 (地域警察活動状況, パトカー見学)
11/10	火	見学 A班:通信指令室 B班:交通管制センター	講義 (凶悪犯の犯罪情勢)		見学・講義 (第1機動隊活動見学等)	
11/11	水	見学 A班:交通管制センター B班:通信指令室	講義 (窃盗犯の現状)	A班:講義・見学 (各種簡易薬物検査キットの使用要領等) B班:体験・見学 (鑑識教養, 模擬体験等)	B班:講義・見学 (各種簡易薬物検査キットの使用要領等) A班:体験・見学 (鑑識教養, 模擬体験等)	
11/12	木	見学・講義 (交通指導取締 主要交差点取締見学 飲酒運転取締等)		講義・見学 (暴力団犯罪の実情, 賭博の方法等)	A班:見学・講義 (交通鑑識見学等) B班:講義 (暴走族取締)	B班:見学・講義 (交通鑑識見学等) A班:講義 (暴走族取締)
11/13	金	見学 (警察犬訓練センター)		感想表, 修習関係提出書類等作成・提出		

* 講師等の都合により、日程・内容等を変更することがある。

選択型実務修習プログラム案内（弁護士会）

大阪弁護士会提供プログラムの募集について

1. ここでは、個別修習プログラムのうち大阪弁護士会提供プログラムの応募に関する注意事項を記載しています。大阪での選択型実務修習や個別修習プログラムに関する全体的な注意事項は、選択型実務修習の実施要領、個別修習プログラムの応募要領を参照してください。
2. ホームグラウンド修習の時期については、必ず指導担当弁護士と事前に調整してください。特にホームグラウンドとなる指導担当弁護士が第73期修習生2名を指導している場合、ホームグラウンド事務所として、修習生2名を受入れることになります。事務所によっては物理的に修習生2名の席を確保できないことがありますから、必ず事前に指導担当弁護士と協議してホームグラウンド修習の時期を決めてください。
3. 大阪弁護士会提供プログラムについては、同一内容のプログラムを2回以上選択することも可能です。例えば、第1、2週で他事務所修習1（弁-01）を選択し、第3、4週で他事務所修習2（弁-12）を選択することも可能です。但し、応募が定員を超過するときは他の応募者を優先します。
4. 提供プログラムのほとんどが午後5時で終了となります、プログラムによっては午後3時等で終了する場合があります。午後5時以前に終了した場合は、午後5時（具体的時刻は指導担当弁護士の指示による）まではホームグラウンド修習です。
5. 「労働（弁-05）」は応募資格が制限されていますから注意してください。
6. 「人権に関する施設見学（██████）（弁-34）」では、同時期に実施される別のプログラムのうち、一部のプログラムとの重複選択が可能です。詳細は、同プログラムの修習内容欄を参照してください。
7. 各プログラムの内容は、具体化する過程で今後若干変更することがあります。大阪弁護士会は、個別修習プログラムの募集期間の開始までに、弁護士会提供プログラムの詳細（講師、訪問先の特定、プログラムの日割り表など）を別途開示しますので、参考にしてください。
8. 【選択型実務修習に関する説明会】
2020年（令和2年）1月17日（金）午後6時から、大阪弁護士会館2階にて選択型実務修習に関する説明会を開催します。大阪弁護士会の主催ですが、大阪地方裁判所、大阪地方検察庁からも担当者が出席されます。全国プログラム、自己開拓プログラム、個別修習プログラムなどの募集要領と、三庁が提供する個別修習プログラムの詳細などを説明する予定です。任意参加ですが、できるだけ出席をしてください（別途詳細を案内します）。

序会	コード番号	プログラム名	場所	募集人數	修習内容	募集条件	その他の
			日時				
弁護士会	弁-01	他事務所修習1	弁護士事務所	10	ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて修習をおこなう(指導弁護士1名に修習生1名配属)。できるだけホームグラウンドとは異なった規模、弁護士数の事務所に配属できるようにしたい。 修習内容はホームグラウンド修習とほぼ同じである。		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-02		弁護士事務所				
		刑事重点事務所修習a	10月5日(月)～ 10月16日(金)	2	ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて修習をおこなう(指導弁護士1名に修習生1名配属)。修習内容はホームグラウンド修習と同じである。「他事務所修習」プログラムと類似しているが、本プログラムの指導弁護士は刑事事件を数多く取り扱っていることから、刑事弁護に重点を置いた貴重な経験の場となる。なお、本プログラムでは、指導弁護士が扱う「刑事以外の分野」も修習する。		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-03		弁護士事務所ほか 10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	弁-04	子どもの権利	弁護士会館ほか 10月5日(月)～ 10月9日(金)	15	少年事件の手続及び付添人活動の実践、子どもの虐待、学校・いじめ問題、外国籍の子どもの人権その他子どもの権利に関する実務、法的知識の修得等をフォローするプログラムを提供する。 内容は、1. 少年事件ゼミ、2. 少年事件模擬裁判、3. 少年事件起案、4. 児童虐待・児童福祉問題、5. 学校・いじめ問題、6. 外国籍の子どもの人権、7. 児童自立支援施設見学、8. 法教育授業など。 このプログラムの指導弁護士は、子どもの権利を巡る事件を多数取り扱っており、その具体的な実践を聞くチャンスとなる。子どもの権利に关心の高い修習生にとっては、子どもの最善の利益とは何かを考える貴重な機会となるだろう。		集合日時:10月5日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-05		弁護士会館 10月5日(月)～ 10月9日(金)				

序会	コード番号	プログラム名	場所 日 時	募集 人數	修習内容	募集条件	その他
弁護士会	弁-06	検査弁護B	弁護士事務所ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金)	1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
			弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金)		本講義では、「民事介入暴力」と「弁護士業務妨害」を取り上げるが、「民事介入暴力」とは、民事事件において、当事者・利害関係人等が他の事件関係人に対して行使する暴行、脅迫その他の迷惑行為、及びそれらの行使を示唆する言動並びに社会通念上、権利の行使又は実現のための限度を超える一切の不相当な行為を指す。そのため、「民事介入暴力」は、暴力団やその他の反社会的勢力によるものだけではなく、行為主体の属性に限らず、不当要求(法的根拠や社会的妥当性を欠く要求行為)が含まれ、弁護士として民事事件を取り扱う上で避けなければ通れない問題である。また、近年では、反社会的勢力は、実態の掴みづらい「半グレ」集団へと広がりを見せるとともに、自らが反社会的勢力に属していることを示さないようになっている。さらに、反社会的勢力に属さない者からの企業、行政等に対する不当要求による問題も深刻化しており、かかる不当要求に対する対応へのニーズも高まっている。 そこで、本講義では、経験豊かな講師陣が、弁護士と反社会的勢力との闘いの歴史、暴対法や暴排条例の解説といった基礎知識から、組事務所の明渡し、組長への使用者責任の追及などの法的対応に加え、企業、教育現場、行政などの様々な場面からの暴排、さらには不当要求排除への法的対応を具体的な事案を示しつつ、解説する。また、上記法的対応を行うにあたっては、民事保全法や民事執行法の理解も不可欠であることから、具体的な事例に基づき、受任から執行までの具体的な対応を解説する中で、民事保全法や民事執行法の解説も行う。 これに加え、[REDACTED]、証券会社、銀行代行業者の方など、実務に精通した講師招き、それぞれの現場からの臨場感あふれる生の声を聞くことができる。 さらに、業務妨害により弁護士やその家族、事務員が襲われるという事案が発生しており、また、弁護士に対する業務妨害の態様も変容していることから、業務妨害から身を守るために、業務妨害の具体的な事例を示しつつ、その対応要領について解説する。		集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-07	民事介入暴力及び 弁護士業務妨害	弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金)	18			
	弁-08	犯罪被害者支援	弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金)	15	「犯罪被害者の実情を知ること」を目標に、①犯罪被害者支援に精通した弁護士による講義、②実際に被害者参加を経験した被害者による講演、③被害者参加弁護士が活動する刑事裁判の法廷傍聴、④[REDACTED]支援員による講演、⑤犯罪被害者(役の弁護士)からの相談に応じる実演演習等を行う。 また、フィールドワークとしてDVシェルターの施設見学や[REDACTED]の訪問等も行う予定である。 この修習を通じて、被害者に共感できる弁護士になっていただきたい。	裁判官志望者、検察官志望者、「刑事弁護に熱心に取り組む弁護士を目指していける方」も大歓迎。	集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館

序会	コード番号	プログラム名	場所 日時	募集人數	修習内容	募集条件	その他の
弁護士会	弁-09	倒産法実務	弁護士会館 10月12日(月)～ 10月16日(金)	22	①個人の債務整理(任意整理、自己破産等)、②個人の民事再生・小規模個人再生、③破産管財申立て・破産管財実務、④法人の民事再生、⑤大型事件、⑥会計・税務の基礎、⑦法人の私的整理など。合計4日間のプログラムです。なお、講義ばかりではなく、修習生が主体的に参加できるゼミ形式のプログラムや、債権者集会の見学なども盛り込む予定です。 ただし、プログラム内容は講師や具体的な時間配分の都合などによって若干変更する可能性があります。選択科目で倒産法未受験の方や、初学者でも大丈夫です！		集合日時:10月13日午前9時30分 集合場所:弁護士会館 ※10月12日(月)はホームグラウンド修習となる予定です。
	弁-10	知的財産侵害の実務	弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金)	15	知的財産権侵害事件についての起案・講評及び商標法、不正競争防止法、著作権、知的財産契約に関する講義・事例演習等を行い、社会見学も実施する。	法科大学院で知的財産法を履修していることが望ましいが、興味のある方は歓迎します。	集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※10月16日(金)はホームグラウンド修習となる予定です。
	弁-11	消費者被害救済のための実務	弁護士会館 10月12日(月)～ 10月16日(金)	22	不当条項の効力や団体訴権、訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス、通信販売、マルチ商法、留学教室・エステサロン契約、クレジットによる分割払いを利用した取引などを規制する消費者契約法、特定商取引法及び割賦販売法などの特別法、インターネット取引・携帯電話をめぐるトラブル、先物取引、証券取引をめぐる消費者被害、欠陥住宅・製品事故による被害、多重債務者被害の救済のための任意整理、民事再生、自己破産、利息制限法違反の貸付けによる過払利息の回収など、多岐にわたる消費者被害についての一般的知識を教授する。		集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-12	他事務所修習2	弁護士事務所 10月19日(月)～ 10月30日(金)	10	弁-01と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-13	刑事重点事務所修習b	弁護士事務所 10月19日(月)～ 10月30日(金)	2	弁-02と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-14	検査弁護C	弁護士事務所ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金)	1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。

府会	コード番号	プログラム名	場所 日時	募集人數	修習内容	募集条件	その他
弁護士会	弁-15	行政分野	弁護士会館ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金)	20	行政実務についての講義又はゼミ、模擬行政法律相談等の体験学習及び地方自治体(現在選定中。)見学を通じて、行政実務について、修習することを目的とする。 普段行くことができない場所を訪問し、普段会ってお話を聞けない方のお話を聞くことができるようプログラムを選定する(過去には、自治体首長との昼食会、懇親会の際見学、任期付弁護士職員との懇談、自治体の顧問を務める弁護士や住民訴訟の原告本人による講演等を行った。)。		集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-16	公害・環境裁判の現状と 弁護士の取り組み	弁護士会館ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金)	11	環境問題への取組み方や関わり方、廃棄物問題、歴史的建造物保存、原発・エネルギー問題、公害訴訟についてそれぞれ弁護士による講義を実施するほか、原告として公害問題に関与された方からのヒアリング、各環境問題についてのフィールドワークを実施予定である。		集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-17	高齢者・障がい者問題の 実務を学んでおこう -「ひまわり」実践版-	弁護士会館ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金)	15	成年後見、介護事故、虐待、障がい者差別禁止、障がいのある人の刑事事件などを実践的に取り扱う講座である。 この講座は、法律家として高齢者・障がい者問題について知つておく必要のある基礎的なことを、討論、起案などを通じて実践的に学べる修習生参加型の講座になっている。 ケースメソッドによる成年後見講義、訴状起案演習、高齢者虐待についてのグループ討論、ロールプレイによる高齢者との面接技法などのほか、施設や精神科病院見学なども予定し、実務に役立つノウハウを効果的に学べるようメニューを組んでいる。 ※弁-20のひまわり「体験版」と併せて受講すれば、実践版の経験を踏まえて体験版の講義内容を具体的なものとして理解できる。もちろん、このプログラムのみの選択も可。		集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-18	検査弁護D	弁護士事務所ほか 10月26日(月)～ 10月30日(金)	1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
	弁-19	憲法	弁護士会館ほか 10月26日(月)～ 10月30日(金)	15	例年、 1 憲法関連の外部施設見学(2019年度は、自衛隊基地、主に在日コリアンからなるNPOを訪問した。) 2 弁護士による講義(2019年度は、憲法訴訟の戦い方、セクシュアル・マイノリティと憲法、法廷内での手錠・腰錠と憲法、平和主義、自衛隊と憲法をテーマとした。) 3 憲法に関するディベート(これまで、ヘイトスピーチ、同性婚、タトゥー刑事訴訟などをテーマとした。) 等を実施している。		集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館

序会	コード番号	プログラム名	場所	募集人數	修習内容	募集条件	その他の
			日時				
弁護士会	弁-20	福祉の現場を体験してみよう 「ひまわり」体験版	弁護士会館ほか	15	高齢者、知的障がい者の2種の施設について4日間の実習を行う。各修習生にはこの中から1施設を選び、介護実習をしてもらう。実習施設は、できる限り修習生の希望に添うようにしたい。 この講座は、介護実習において、利用者と同じ目線で人として接することを通じて、(認知症)高齢者、知的障がいのある人が施設でどのように暮らし、何を考えているかを現実に体験してもらう体験型の講座である。 実習を行った修習生からは、実習してみて、そこで生活する人の生きる姿に接することができ、施設で暮らす人についての自分のこれまでのイメージが変わったという感想が寄せられている。修習生である今しか体験できないもので、弁護士になってからではなかなか体験の機会はない。		集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館
			10月26日(月)～ 10月30日(金)		※弁-17のひまわり「実験版」と併せて受講すれば、体験版の経験を踏まえて実践版の講義内容を具体的なものとして理解できる。もちろん、このプログラムのみの選択可。		
弁護士会	弁-21	人権活動の現場から	弁護士会館ほか	15	人権擁護委員会が人権救済申立事件調査や法律相談を行っている施設等の見学を中心として、人権活動の必要性を肌身で感じてもらう。講義としては、国際人権条約や生活保護法、出入国管理法、矯正実務関係法など、研修所では学ぶ機会が少ないが人権擁護活動に役立つ法令を学習する。 また、両性の平等(女性の権利)という視点から、特に女性が被害人に遭りやすいDV、セクハラ、母子の貧困、その他性暴力などの事件について、講義と施設見学を織り交ぜて実務的な研修を行う。なお、セクシュアル・マイノリティに関する講義や男女共同参画推進本部委員による研修(弁護士会における男女共同参画推進・休業中等の弁護士業務支援制度等を予定)もあわせて行う予定である。		集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
弁護士会	弁-22	民事弁護実務	弁護士会館	22	民事弁護を業務としておこなう中で必要な実技を指導する。以下のものを扱う予定であるが、講師や具体的時間配分の都合によって若干変更する可能性があるから、留意されたい。 ①裁判書類の送達、②裁判手続での証拠収集、③不動産登記入門、④証拠の検討と収集、⑤遺言書作成、⑥コミュニケーション(書面作成)、⑦聴き取り・相談、⑧専門技術、⑨訴訟外紛争処理手続、⑩事実認定、⑪弁護士報酬		集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
弁護士会	弁-23	他事務所修習3	弁護士事務所	10	弁-01と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
			11月2日(月)～ 11月13日(金)				
弁護士会	弁-24	刑事重点事務所修習c	弁護士事務所	2	弁-02と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
			11月2日(月)～ 11月13日(金)				

序会	コード番号	プログラム名	場所 日 時	募集人數	修習内容	募集条件	その他
弁護士会	弁-25	検査弁護E	弁護士事務所ほか 11月2日(月)～ 11月6日(金)	1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
	弁-26		弁護士会館ほか 11月2日(月)～ 11月6日(金)	20	交通事故事件に関する講義、ゼミの他、修習期間中1日は自動車教習所でシミュレーター及び実車を使っての飲酒運転体験講習を実施する。		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-27	離婚と相続／ 相談から調停まで	弁護士会館 11月2日(月)～ 11月6日(金)	10	講義(実務上の留意点)、模擬相談、模擬調停を離婚・相続のそれぞれについて実施する。		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-28		弁護士会館ほか 11月2日(月)～ 11月6日(金)	15	・医療機関見学() ・実際の事件記録を題材とした模擬証人尋問 ・その他ゼミナール形式による研究		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-29	債権回収	弁護士会館 11月2日(月)～ 11月6日(金)	15	債権回収業務に関する講義を行う予定である。具体的には、債権回収に関する事例研究、受任にあたっての注意事項、有効な債権回収方法の検討に関する講義を開催する。なお、ゼミ(修習生が主体的に取り組むプログラム)も検討中。		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-30		弁護士事務所ほか 11月9日(月)～ 11月13日(金)	1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
	弁-31	不動産・借地借家の実務	弁護士会館 11月9日(月)～ 11月13日(金)	15	午前中は、宅地・建物取引についての紛争を該例をもとにして、弁護士として相談を受けるところから一定の解決を示すところまで、諮詢を通じて、説明する予定。 午後は、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士からそれぞれの専門分野について、講義形式で説明する。 ただし、プログラム内容は講師や具体的時間配分の都合などによって若干変更する可能性がある。		集合日時:11月9日午前10時 集合場所:弁護士会館

府会	コード番号	プログラム名	場所	募集人數	修習内容	募集条件	その他の
			日時				
弁護士会	弁-32	会社法を中心とした企業法務	弁護士会館ほか 11月9日(月)～11月13日(金)	22	主に会社法実務研究会の中堅・若手メンバーによりプログラムを提供するが、会社法に限定することなく、金融商品取引法に関する講義も検討中である。また、講義形式だけでなく、司法修習生にも積極的にプログラムに参加できるようなものを提供する予定である。現在、1. 内部統制システムと役員の責任、2. M&Aと買収防衛策、3. 計算書類の見方、4. インサイダー取引、5. コンプライアンス経営等を予定している。		集合日時:11月9日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-33	民事交互尋問	弁護士会館、裁判所法廷 10月5日(月)～10月9日(金)	28	民事訴訟における証人(本人)尋問のスキルを身につけるためのプログラムである。28人を2グループに分けて、裁判官各2～3名、原告・被告代理人各5～6名に分かれて実施する。事件記録は、実際にあった事件を加工した教材を使用する。 スケジュールの概要は、①1日目から3日目にかけては、若干の主張整理を全体で行うほか、証人(本人)テスト、反対尋問対策などの準備を各役ごとに行う。②4日目に法廷において証人及び本人の尋問を実施する。③5日目午前に弁論(最終準備書面)、午後には、裁判官役が判決を言い渡し、全体講評を行う。これまでにも模擬裁判などを経験しているとは思うが、実務修習の総仕上げとして、実務での尋問に直結するスキルが身につくものにしたいと考えている。 ※本プログラムは大阪地方裁判所との合同開催である。		集合日時:10月5日午前9時 集合場所:弁護士会館
	弁-34	人権に関する施設見学	[REDACTED] [REDACTED] 10月22日(木)	13	講義・施設見学を通じて、人権(特にハンセン病)に関する素養を深めることを目的とした修習。 なお、本プログラムは、ホームグラウンド修習のほか、同時期に実施される通常部A(民-02)、通常部B(民-06)、行政部(総合)(民-11)、調停部(民-19)、他事務所2(弁-12)、刑事重点事務所1(弁-13)、最高裁判所修習(全国プログラム(コード:2501))の各プログラムと重複して選択することができる。 ※本プログラムは大阪地方裁判所、兵庫県弁護士会との合同開催である。 ※本プログラムの申込みは第3次募集のみである。		集合日時:10月22日 集合場所:淡川神社前(神戸市中央区) ※集合時間等詳細は受講者へ追って連絡する。 ※集合場所から施設までは貸切バスで移動する。 ※夕方まで施設見学のため、帰阪は午後8時以降になる予定である。